

社会主義社会における差額地代の存在について

——ソ連邦の場合——

井 上 周 八

目 次

一 ま え が き

二 パシコフ教授の見解とその問題点

三 社会主義における差額地代存在の一般的前提とその直接的原因

(一) 土地(優等地)の有限性と豊度および市場との関係における位置の差異について

(二) 「商品生産」|| 「価値法則の作用」の存在と「土地経営の独占」、ならびにこれらの根拠としての「社会主義的所有の二つの形態」について

四 社会主義社会における差額地代の存在を認めるその他の見解について

一 ま え が き

「社会主義農業における地代」の問題の討論は、一九五八年九月モスクワ大学経済学部での「学会議」以後、一九六〇年五月のA・ボルゴフの論文を初めとして、目下引き続き『経済学の諸問題』誌上で進行している。⁽¹⁾

周知のように、ソヴェトで「地代論争」が行なわれたのは今回が始めてではない。それは「土地が国有化され、

社会主義社会における差額地代の存在について

生産手段殊に農業のそれが部分的に国有化され、再生産および流通の全過程が計画的に規制されているが、同時に商品経済および自由な市場流通が存在し、殊に農業の大部分においてそれらが行われているところの、過渡期の地代問題^(註)として、一九二〇年代の後半にロシアの文献において活発に討議された。しかし今日の論争がソヴェト農業の新たな段階に立つものであることはいうまでもないであろう。^(註)

(註) この点については、副島種典「社会主義農業における地代の問題——ソ連邦のばあい——」『土地制度史学』第九号、一九六〇年十月、大崎平八郎「社会主義農業における差額地代論争」『エコノミア』第十八号、一九六一年三月、にそれぞれふれられているが、池田顯昭「ソヴェト農業制度の最近の変革——なぜエム・テ・エスや現物支払制が廃止されるのか」『経済評論』一九五八年九月号、気賀健三『ソビエト経済の研究』、六、ソ連の農業問題、昭和三五年一月、により詳しく紹介されている。

周知のように、コルホーズは、主な生産手段の社会的所有が実現しており、プロレタリアートのブルジョアジーに対する階級的勝利が実現しているという事情のもとでの、小農民経営の自発的結集により生まれた社会主義的な、集団的・協同組合的経営であって、無期限かつ無償で国民全体の所有である土地を利用し、国营企業たるM.T.Cとの共同生産を行なっていた。その生産物は、コルホーズ員の住宅付属地における生産物は例外として、一応すべてそのコルホーズの生産物とみなされ、各コルホーズ員はその支出した労働の量と質に応じて、「作業日」を尺度として、社会主義的原則に従い、現物収入および貨幣収入を受けていた。そしてこのコルホーズの生産物の最終分配は、コルホーズが国家に対するその義務を果し、各種の共同フオンズを形成したのちになされるのである。この国家に対する義務のうち、まずあげられるのは、コルホーズとM.T.Cとの間の基本的決済方法としての、いわゆる「現物支払」である。すなわちコルホーズで生産された生産物には、M.T.Cに属する過去の労働と生きた労働が対象化されているのであるから、当然その部分ではM.T.Cを通して国家に引渡されねばならない。M.T.Cは改革前においては国家の直営機関であり、農業、畜産技術を始め、収穫上の諸問題、計画簿記および報告書の組織、作成等に関して、コルホーズに援助を与える実質上の指導者であり、かつ工業と農業との間の経済的結合者として、労働者階級とコルホーズ農民との同盟を強化する役割をも果すものであった。M.T.Cは国营機関としてトラクターや機械等を政府から受けとりこれをコルホーズに貸しつけて種々の作業を遂行したが、これらのM.T.Cの作業に対する支払は主として現物支払であり、たとえば穀物、植物性油脂、

工芸作物、野菜などの作業に対してはそれぞれの現物が支払われ、飼料に対しては肉とミルク、羊には羊毛等が提供された。そしてその他の特殊作業——そのなかには香油作物、薬用作物、煙草、マホルカの生産や、果樹園、ぶどう園、樹木保護植物帯その他の多年間利用植込物の植付や、灌漑、土地改良その他の、農作物の栽培に直接には関係のない作業が含まれる——に対しては現金が支払われていた。一九五四年までは現物支払率は単位面積当り総收穫高に依じて九つのグループに分類、決定され、一九五四年以降は各種作業ごとに地域別格差のついた固定的現物支払率が定められた。そしてM.T.Cとコルホーズはこの点について詳細な義務を規定した契約をあらかじめ結んでいた。

ところで以上のような、国家、国营機関としてのM.T.C、コルホーズの関係のもので、次の点が問題となった。(一)、コルホーズの総生産のうち本来M.T.Cに属すべき部分を正しくきめることの困難。(二)、(一)の問題解決の便宜上、また差額地代を国家に集中するための手段および国家調達量の甚だしい変動回避のため、M.T.Cへの現物支払率は若干の地域差をつけて作業種類別に固定化されてはいるが、この場合地域差をつけるための地域区分数が少ないため、差額地代の国家集中に公平を期し難いこと。(三)、實際上M.T.Cがコルホーズの真に必要なとする作業よりは自己に有利な作業に力点を置く余地があり、またM.T.Cとコルホーズの「契約」が守られず、收穫減少を来した場合でも、実際の收穫率が計画收穫率を上回ってさえいけば、違約制裁として現物支払の割引が行なわれない点の不合理。(四)、トラクター、機械等を運転、管理、修繕するM.T.Cに属する人員の給与は結局国家およびコルホーズの負担となるのであるが、その場合M.T.Cの計画で定められた仕事は必ずしもよい收穫の増大と結びつかず、したがってまたこれら人員の給与とも直接結びつかないという不合理。つまり、これら(一)から(四)までの矛盾は、しばしば指摘されているように、「一つの土地にコルホーズとM.T.Cという二人の主人がいる」ことの矛盾のあらわれである。

このほかコルホーズ生産物の国家調達は、右の「現物支払」のほかに、「義務納入(供出)——これは穀物、畜産物、馬鈴薯、野菜類について行なわれる——、「予約買付」——主に工業用作物——、「国家買付」の方法によっても行なわれているのであって、その場合一部の作物を除いて広汎に適用されていた国家への農産物納入の基準は、コルホーズ保有地の面積を基礎にして一ヘクタール当りで各種生産物について算定された。

義務納入に関しては、廉価な農産物を国家が確保する必要上、コルホーズ生産物の価値の補填は生産物全体に関して行なわれるという事情を利用して、納入義務価格が低くきめられたこと、また「ヘクタール当り基準の原則」が必ずしも厳守されず——ソ連共産党中央委員会一九五三年九月総会で明らかに示されたように、末端機関がその調達計画量確保のため、成績のよいコル

ホーズの義務納入量をヘクター基準の納入原則を無視して勝手にふやし、弱体コルホーズをカバリーする場合があった——、予約買付については「割増報奨金」目当ての、当初の予約買付契約の内輸見積り、および各コルホーズ間の優劣の差の拡大、国家全体としての割増報奨金の増大による調達生産物の平均単価の増大という不合理がみられること。

「国家買付」に関しては、その目的が現物支払の完遂、種子および飼料の必要量確保後の余剰分の市場への放出にあったため、その価格は義務納入価格よりも高くきめられ、この点からコルホーズ間の優劣の差の増大が発生したこと、さらに「現物支払」による生産物の単位当り価値と、「義務納入」および「国家買付」による生産物のそれぞれの単位当り価値がソフホーズ生産物の単位当り原価にくらべ著しく高いという事態のみならず何よりも最大の欠陥として、多数の機関によって並行的に行なわれる調達業務と、同一生産物に対する区々の調達価格の存在。

これらの諸矛盾は早晩解決されねばならなかったのである。

一九五六年の第二十回党大会では、M T C が経済計算制という社会主義での試験済みの経営方法を適用していないで、国家予算の負担でM T C の資金をまかなっている制度が無責任と無統制を生み出している点を指摘し、フルシチヨフは来るべき数年のうちにM T C を次第に経済計算制に移すことが目的にかなっていると述べていた『ソ同盟共産党第二〇回大会』邦訳合同新書第一分冊八八—九頁)。一九五八年一月、ミンスクで開かれた白ロシア共和国農業先進者会議において、フルシチヨフはさらに発展して、このM T C を改組し、大規模農業機械を個々のコルホーズに売却したらどうかという案を出すに至り、その後の全国的討議と二回の最高ソヴェト会議での審議の末、三月末に右の件が決定として採択され、一九五八年六月、社会主義農業と不可分と思われていた義務納入と現物支払の廃止、調達方式一本化という根本的变化が加えられたのである。この結果コルホーズはM T C から必要な機械類を買ひ受け、また今後も国家から機械類を購入し、コルホーズの計画と計算に基づいた一本立の経営となり、一九五三年以降M T C に席を移していた機械取扱要員はコルホーズに戻り、生きた労働への支払方式も一本化した。そして従来のM T C はP T C (修理技術ステーション)と呼ぶ経済計算制企業に改組され、コルホーズ生産の指導者たることをやめた。特に重要なことは、調達価格が一本化し、これによりコルホーズ生産物の経営内消費部分の評価が簡單化し、生産費の計算を適確にし、経営の合理化、労働の能率化に役立つことになった点である。新しく設定された国家買付価格は従来の義務納入価格よりも高く、国家買付価格よりも安い価格に一本化されたわけだが、従来義務納入価格に地域別格差があったばかりでなく、義務納入の量率が地域別に違っており、これにより優等地のコルホーズと劣等地のコルホーズの間にある程度の平等を回復

するよう試みられていたのに対し、新制度ではこのような義務納入の廃止の結果、土地の優劣に応ずる国家買付価格の差別が非常に重大な役割を持つこととなった。すなわち新しい国家買付価格は地帯および品質別の格差のついた（必要な場合には季節差もつけられた）単一価格であって、その高さは一九五八年六月の党中央委員会の決定によって次のように定められた。「新しい調達価格の水準をさだめるにあたっては、地帯別の平均的な生産条件を出発点として、コルホーズの支出を補填し、労働生産性を増進させ、生産物の原価を引き下げ、社会主義的拡大再生産のための必要な蓄積をつくりだす、という必要を考慮に入れなければならない」。以上のような新しい調達制度と調達価格は、国家とコルホーズの関係をこれまでよりも遙かに簡明なものにしたが、ほかならないこの新しい関係のもとで「社会主義下の差額地代」の問題が提起されたのである。

そこでは主として次の諸問題点について論議が行なわれている。すなわち社会主義のもとでの差額地代の存在の問題をめぐって、まず、「Ⅰ」コルホーズには差額地代は存在するか、または存在しないか。存在を認める場合または認めない場合のそれぞれの理由は何か。「Ⅱ」同様にソフホーズの差額地代は存在するか、しないか。それぞれの理由は何か。「Ⅲ」ソフホーズの差額地代と鉱山業の差額地代について——これは「Ⅱ」と結びついている問題で、パシコフがソフホーズの差額地代を認め、鉱山業の差額地代を否定していることをめぐって討論されている——。「Ⅳ」社会主義のもとでの農産物の価値規定について。この問題も社会主義下の差額地代存在の問題に関して提起される問題であり、農産物の価値は最劣等地の標準的経営によって規定されるのか、または中等地の経営によって規定されるのか、という問題である。「Ⅴ」差額地代の第一形態と第二形態の差異と、その区別づけの必要の有無、およびそれらの分配について。以上の問題点に含まれるか、あるいは関連している問題として、「社会主義のもとでの差額地代の本質」について、「差額地代の源泉」すなわち「虚偽の社会的価値」について、「買付価格と小売価格のいずれが農産物の社会的価値を表現しているか」について、「差額地代と純所得の問題ならびにその計算方法」について、「社会主義における

る差額地代法則の制限的作用」について、「地帯別買付価格の意義」について、「土地台帳の必要」について、等々の重要な諸論議が展開されている。そしてこれらの問題点のうちあるものについてはほぼ意見の一致、解決をみることでできたと考えられるが、まだ解決をみない問題や、あるいはようやく問題提起の段階とみられているものもある。そこで以下この小論では、「社会主義農業における地代」の考察にあたって、第一に取扱わねばならない基本的問題として、社会主義農業における地代の存在を肯定する見解をとりあげ、検討を加えることとした。

- (一) А. Болгов, Дифференциальная рента в условиях социализма, 《Вопросы экономики》, No. 5, 1960.
 С. Срумлин, О дифференциальной земельной ренте в условиях социализма, 《Вопросы экономики》, No. 7, 1960.
 Н. Тяпкин, Некоторые проблемы теории земельной ренты, 《Вопросы экономики》, No. 7, 1960.
 В. Андреев, О земельной ренте при социализме и ее распределении, 《Вопросы экономики》, No. 8, 1960.
 П. Потемкин, Дифференциальный доход в горной промышленности при социализме, 《Вопросы экономики》, No. 9, 1960.
 Г. Художормов, Дифференциальная земельная рента и проблем ценобразования в колхозном производстве, 《Вопросы экономики》, No. 10, 1960.
 И. Марков, Дифференциальная рента или дифференциальный доход в колхозах, 《Вопросы экономики》, No. 11, 1960.
 И. Карлюк, Влияние природных условий на образование дифференциальной ренты в колхозах, 《Вопросы экономики》, No. 12, 1960.
 В. Строгожев, Земельная рента и рентные отношения в странах народной демократии, 《Вопросы экономики》, No. 12, 1960.
 И. Берчев, О дифференциальной ренте при социализме, 《Вопросы экономики》, No. 2, 1961.
 В. Боев, Дифференциальная рента и проблема цен на колхозную продукцию, 《Вопросы экономики》, No. 3, 1961.
 И. Буздалов, Дифференциальная рента и вопросы экономической оценки земель, 《Вопросы экономики》, No. 4, 1961.

П. Мальцев, Методика исчисления дифференциальных доходов, 《Вопросы экономики》, No. 5, 1961г.

П. Балкин, Дифференциальная земельная рента в колхозном производстве СССР, 《Вопросы экономики》, No. 6, 1961г.

М. Конарева, Правильно ли отрицать существование дифференциальной ренты при социализме, 《Вопросы экономики》, No. 7, 1961г.

И. Багачинадзе, К вопросу о дифференциальной земельной ренте в СССР, 《Вопросы экономики》, No. 8, 1961г.

(2) リヤシチェニコ 『マルクス主義農業経済学』、直井武夫訳、南北書院刊、昭和七年三月、上巻、二一〇頁。

二 パシコフ教授の見解とその問題点

ソヴェト社会において地代が存在するかどうかの問題は、既に一九二〇年代後半の論争の焦点であり、リヤシチェニコによれば当時「三つのグループ」の見解を認めることができた。すなわち第一のグループはソ連邦においても絶対地代ならびに差額地代を認める非常に多くの著者達であり、第二のグループは差額地代を認めるが絶対地代を認めない著者達であつて、その数は第一のグループより少なく、第三のグループは当時のソヴェト経済の諸条件におけるあらゆる地代の存在を全く否定する著者達のグループであつて、この三つのグループのほか、農民経済のある部分にだけ地代を認める若干の不明瞭な見解も存在したようである。⁽³⁾

その後一九五七年のストルミリン博士生誕八十周年記念論文集所収の論文「差額地代の源泉と社会主義のもとでのその分配について」において、パシコフは「最近十五年間のわが国文献で、社会主義のもとでの差額地代の存在は疑いのない事実として認められている」と述べているが、⁽⁴⁾社会主義のもとでの差額地代の存在は、『経済学教科書』に

においても——第一版と第二版と第三版とではその叙述を異にしてはいるが——一貫して認められており、また一九五八年の「学術会議」でも、そこに参加したほとんどの人が認めていた。しかし最近十五年間のソヴェト文献において、社会主義のもとでの差額地代の存在が「疑いのない事実」として認められているというパシコフの主張は、たとえばストルミリンによって、右の主張の「二、三頁隔てて、かれ（パシコフ—井上）はもう別のことを言っている、 \wedge ソヴェト経済学者の間には、社会主義のもとでは農産物の価値の大きさを最劣等地ではなくして、中等地が規定するというような意見が、しばしばみられる…… \vee ——そしてこの条件のもとでは、差額地代は \wedge 一般にありえない \vee と彼自身認めている。かくして、A・H・パシコフ自身が承認しているように、 \wedge 疑いのない事実 \vee は \wedge しばしば \vee 反対され、既に議論の余地あるものとされているのである」と述べられているが、このように社会主義農業下の差額地代の存在を否定する見解は、たとえば右のストルミリンのほかグリエヴィチ、マルコフらによっても主張されている。

そこでまず、差額地代の存在を認める見解から検討を始めることとするが、この場合そのような見解の代表として、学術会議で主要報告を行なったモスクワ大学のパシコフ教授の見解を取り上げ、論旨を進めることとする。というのは、教授の見解は差額地代の存在を否定する立場からはもちろん、これに賛成する立場からも多くの批判を加えられ、論議の対象とされているものだからである。

パシコフの見解は前掲論文においてもこれを知ることができるが、とくに一九五八年九月の「学術会議」における報告⁽⁶⁾において、さらに理論的に整理された形でこれを知ることができる。教授の見解は以下の如くである。

社会主義における差額地代存在の理論的究明にあたっては、まず第一に社会主義のもとでの差額地代存在の前提た

る一般的条件と、第二にその存在の直接的原因とを区別することが必要である。^(註)

(註) パシコフは右の区別について、「社会主義のもとでの差額地代に関するわが国の文献および口頭の見解をみても、この肝要な点の十分にはつきりした区別がなされていないと私には思われる」(MITY, 《Земельная рента в колхозническом сельском хозяйстве》, стр. 21)と述べているが、かれ自身その一年前の『記念論文集』所収論文においては、差額地代存在の一般的前提とその直接的原因という表現を用いてはいるが、また「学术会议」の報告におけるような整然とした順序で、その論旨を展開してはいなかったといえよう。なお『記念論文集』所収のパシコフの論文については、岡本正氏(高知短大『社会科学論集』第八号、一九五八年十月)、宮鍋轅氏(一橋大学『経済研究』第十卷第二号、一九五九年四月)を、また「学术会议」における報告については、拙稿(本誌第十四卷第四号、一九六一年二月)を参照されたい。

それなくしては社会主義のもとでの差額地代は存在しえないところの一般的条件、前提の第一は、土地(優等地)の有限性である。このためソヴェト社会においても優等地とともに劣等地をも耕作する社会的必然性が生ずる。社会主義のもとでの差額地代存在の第二の一般的条件は、土地豊度の差異と、販売市場に対する関係での土地の位置における差異の存続である。もしすべての土地が豊度と位置に関して同一ならば、なんらの差額地代も存在しえないであろう。

社会主義のもとでの差額地代存在の第三の一般的前提は、社会主義における生産が商品生産的性格を有し、価値法則が作用し続けていることである。一九四一年にソヴェト経済学者は、社会主義のもとでは価値法則は作用しないらしいという以前の見解を放棄し、同時にかれらは社会主義のもとでは差額地代は存在しないという主張も否定した。商品生産ならびに価値法則なくして差額地代は存在しえない。しかし社会主義経済における価値法則の作用だけでは、差額地代を認めるのには不十分である。つまり工業における価値法則の作用と比較して、社会主義農業における

価値法則の作用の重要な特殊性に注意を向けることが必要である。

商品の価値が中位の生産条件によって規定される工業では差額地代は存在しない。若干の同志（たとえばE・I・ソルリエルチンスカヤ、MIV, 《Земельная рента...》, стр. 121—2）は資本主義におけるマルクス地代論の誤った理解の上に立っていた。すなわちこれらの人達は農産物の社会的（市場）価値は資本主義のもとでは最劣等地によって規定されるという立場に反対している。しかし資本主義においては農産物の社会的価値は最劣等地によって調整されないとの主張は誤りであって、この点レーニンは次に述べている。

「土地の有限性は必然的に土地経営の独占（資本主義が支配している条件のもとでは）のみを前提とする。地代の問題と関連して、この独占の結果はいかなる必然的結果を生ずるかという問題がある。土地の有限性は、穀物価格が、中位の質の土地における生産諸条件によってではなく、最劣等地の生産条件によって決定される、ということにみちびく」。「すべての土地が農場経営者によって占有されており、すべての土地——その中には最劣等地も市場から遠い地域も含まれている——で生産されるすべての穀物に需要があるために、最劣等地の生産価格（あるいは最劣等の、資本のもつとも不生産的支出の場合の生産価格）が穀物の価格を規定するのは当然である」。

社会主義のもとで差額地代は存在するか否かという問題の解決は、農産物の価値に関する問題の解明を必要とするのであるが、社会主義にあっても農産物の価値は最劣等地の標準的経営における労働の支出によって規定される。

さて以上の（一）土地（優等地）の有限性、（二）土地豊度の差異と、販売市場に対する関係での土地の位置における差異、（三）社会主義における生産が商品生産的性格を有し、価値法則が作用し続けること、特に工業における価値法則と比較しての社会主義農業における価値法則の作用の特殊性、の三点が社会主義における差額地代存在の一般的前提である。

ではこのような一般的前提のもとで差額地代を直接成立せしめる条件、すなわち差額地代存在の直接的原因は何かというに、それは社会主義社会における二つの、社会主義的形態の存在——国家的所有（国民全体の財産）と協同組合的・コルホーズ的所有（個々の協同組合、コルホーズのグループ的所有）——という純粹に経済的な事実である。一体何故土地の社会的所有が存在する社会主義のもとでの計画経済において、農産物の価値の大きさを中等地の標準的経営ではなくして、最劣等地の標準的経営の労働の支出が決定するののか。それはソヴェトでは土地は国民一般の所有であり、国有であるが、しかしこの土地では国营企業たるソフホーズのみならず、コルホーズも経営を行なっており、したがって社会は最劣等地におけるコルホーズの支出をも補填せねばならないからである。社会はこの最劣等地を耕作しないでおくことはできない。何故なら優等地や中等地だけでは農産物の必要量を手に入れるためには足りないからである。かくして土地（特に優等地）の有限性、土地の豊度と位置における差異、同様に商品生産ならびに価値法則の存在という事情のあることが社会主義のもとでの差額地代存在の一般的条件であり、前提であるとするならば、二つの所有形態の存在がここでは差額地代存在の直接的原因である。

おおよそ以上が社会主義のもとでの差額地代の存在を認めるパシコフの見解であるが、われわれはここで一つの疑問をパシコフに提起しなければならない。

すなわちパシコフはさきに社会主義における差額地代存在の一般的前提の第三として、「社会主義における生産が商品生産的性格を有し、価値法則が作用し続けること」⁽⁹⁾をあげ、特に「社会主義農業における価値法則の作用の重要な特殊性に注意を向けることが必要なのである」⁽¹⁰⁾として、資本主義において農産物の価値が最劣等地の標準的経営によって規定される点をレーニンを引用して説明し、ソ連農業においても農産物の価値が最劣等地の標準的経営によつ

て規定されている点を強調していた。したがってパシコフによれば、社会主義のもとで農産物の価値の大きさが最劣等地の土地生産物の価値によることは、社会主義における生産が商品生産的性格を有し、価値法則が作用し続けていることの結果であり、とくに社会主義農業における価値法則の作用の重要な特殊性によるものであって、この点が優等地の有限性と土地の豊度および位置の差異とならんで、社会主義における差額地代存在の一般的前提の第三のものとして指摘されていたのである。ところがパシコフは社会主義のもとでの差額地代存在の直接的原因を明らかにするにあたり、「一体何故土地の社会的所有が存在する社会主義のもとでの計画経済において、農産物の価値の大きさを中等地ではなくして、最劣等地の労働の支出が決定するのか」と疑問を提起し、その答として、ソ連邦では国营企業たるソフホーズのみならず、コルホーズも土地経営を行なっているという事実をあげ、この点が社会が最劣等地における支出を補填せねばならぬことの直接的原因であると述べ、「二つの所有形態の存在がここでは差額地代存在の直接的原因となる」と述べている。⁽¹²⁾つまり社会主義のもとでの最劣等地による農産物の価値規定が、さきには社会主義農業における価値法則の作用から説明されたのに、今度はこの同じ問題が社会主義農業における差額地代存在の直接的原因としての、ソフホーズとコルホーズという二つの所有形態の存在から説明されているのである。これは少なくとも論理的ではないと考えられないであろうか。全く同じ疑問に対しある時はAを以て答え、別の時にはBを以て答え、しかもそのAとBとが別個のもの、つまり一般的前提と直接的原因という別個のものであるとされていることは、矛盾であろう。そしてこの矛盾は、「社会主義社会における商品生産と価値法則の存在——特に社会主義農業における価値法則の作用の特殊性——」と、「社会主義社会における所有の二つの形態の存在」を取りあげ、前者を社会主義のもとでの差額地代存在の一般的前提とし、後者をその直接的原因として区別するパシコフの見解の不十分さ、

不正確さに基因していると思われる。

- (3) リヤシキヤシロ、『マルクス主義農業経済学』前掲書、上巻、二一〇—二一一頁参照。
- (4) А.И.Палков, Об источнике дифференциальной ренты и о распределении ее при социализме,《Вопросы экономики, планирования и статистики》, Сборник статей, Издательство академии наук, СССР, Москва, 1957, стр. 92.
- (5) 《Вопросы экономики》, No. 7, 1960r., стр. 84.
- (6) Московский государственный университет,《Земельная рента в социалистическом сельском хозяйстве》, Госпланиздат, Москва, 1959r., 211-212 МГУ《Земельная рента...》と略称。
- (7) В.И. Ленин, Соч., т. 5, стр. 105.
- (8) Там же, стр. 108.
- (9) МГУ《Земельная рента...》, стр. 28.
- (10) Там же.
- (11) Там же, стр. 31.
- (12) Там же, стр. 32.

三 社会主義における差額地代存在の一般的前提とその直接的原因

(一) 土地(優等地)の有限性と豊度および市場との関係における位置の差異について

社会主義社会における差額地代存在の理論的問題の説明にあたっては、この問題が複雑な諸契機から構成されるため、特に科学的抽象の方法、単純から複雑への上向法が適用されなければならず、それぞれの諸条件、諸契機を相互の関連において考察し、特定の一契機を過度に他の諸契機との関連を無視して強調することは厳に警戒すべきであり、また一つの問題に一举に何らの媒介的手続をも経ず直接的に解答することは不可能である。この点は、ほかな

らぬこの問題の解決に努力しているソヴェトの学者により強調されているところである。⁽¹³⁾以下右の点を念頭においてまずパシコフがあげた社会主義における差額地代存在の一般的条件の第一点、土地（優等地）の有限性、第二点、土地豊度および市場への位置の差異、について検討してみよう。

社会主義農業の条件においても、差額地代の自然的、物質的前提をなす右の特殊性は存続しているであろうか。この点ソコロフは次のようにのべている。「土地の有限性に絶対的意義を与えてはならないし、また社会主義のもとでの差額地代の存在とこの現象を直接に結びつけてはならない。完全な共產主義社会においては土地の有限性の事實は存在するが差額地代は存在しない」⁽¹⁴⁾。このことは土地の有限性という一条件はそれが他の諸条件との関連においてのみ一つの意義、役割をもつものであり、単独では無意義であるということを示すものではあるが、土地の有限性という客観的事実の存在と、これが社会主義社会の他の諸条件との関係において、社会主義社会のもとでの差額地代存在の不可欠の条件たることを否定するものではない。したがって、「社会主義においても、資本主義におけると同様に、何よりもまず土地の有限性が差額地代存在の一般的前提（条件）の一つである。問題はここでは、自由な土地の絶対的不足ではなく、この土地で生産される農産物に対する支払能力のある需要を完全に充たすための、相対的に優等な土地の不足である」⁽¹⁵⁾。もちろん優等地の有限性は技術、農業科学の発展とともにその限界が拡大され、それまで耕作圏内になかった土地が耕作され、劣等地が中等地へ、中等地が優等地へ入るようになる。灌水、排水、灌漑施設の建設、保護林の造成や輪作、正しい土地耕作や施肥の実行、さらには工業、都市の発展や輸送手段の発展につれ、新しい耕地の開墾が可能となる。ソ連邦では一九五四年から五六年のわずか三年間に処女地と遊休地が三五九〇万ヘクタール開墾され、耕地は一九一三年の一億一千八百万ヘクタールから一億九千三百七十万ヘクタールにまで増大し

た。しかしやはり優等地の有限性は依然として残っているのである。

優等地の有限性について右のように正しく結論づけたのち、次に豊度についても、ソコロフは「われわれの時代には土地は、今や人間の生産的活動なしに土地の豊度について語る事ができないほどに、発展の結果変化している」⁽¹⁶⁾と述べ、問題は劣等地ではなくして劣等な生産条件であるとし、「社会主義のもとでは劣悪な生産条件は存在せず、劣等な労働と優秀な労働がある」⁽¹⁷⁾だけである、と述べている。^(註)

(註) しかしかれは「土地豊度の相異なる水準、農企業その生産物の販売市場との関係における相異なる位置は、社会主義のもとでの差額地代形成の条件である」(MIV, 《Земельная рента》, с. 45) とも認めているのであって、このような彼の態度には、バシコフにより、「ソコロフの立場は不可解である。かれはあるいは社会主義における差額地代の存在を認め、あるいはそれを否定している」(Tan'ke, с. 241) と指摘されざるをえないものがある。

またコロチキン「 \wedge 最劣等地 \vee 」という概念は相対的概念であることはよく知られている。その相対性、条件性は、まず第一に、ある農作物のための利用にあたっては最劣等である地域が、他の農作物のための利用にあたっては極めて優秀で生産的でありうるということに現われる。問題は、わが国農業においてはすべての土地を利用すること、かくしてわが国では優秀な自然的・経済的諸条件のもとで生産物を生産することにある。これを格言的に表現するならば、もっとも肝要なことは、桃をソンドラに栽培せず、という⁽¹⁸⁾ことである」と述べ、ソ連邦にはすべての土地をもっとも合理的に利用するための条件が存在しており、最近発表された党および政府の決定はこのためのあらゆる可能性をつくりだしており、今日コルホーズには生産を計画し、何を生産するかを決定するにあたっての完全な自由が与えられている、すなわちMTCの再編成、コルホーズへの機械化設備の譲渡により、「土地に一人の主人」という、コルホーズの完全な創意と自主的活動のためのもっともよい条件がつくりだされている点を指摘し、し

だがって「コルホーズとソフホーズは位置的、自然のおよび経済的諸条件を考慮し、それ故コルホーズやソフホーズはもはやソンドラで桃を生産するようなことはしないであろう」、ところが資本主義社会では科学的基礎をもつ農業生産の地域的配分、全国的規模における合理的専門化は、ソ連邦におけるが如くには実現しえない、何故なら資本主義社会にはこの実現に対する多くの障碍が存在するからである、その結果資本主義のもとでは農産物の社会的価値は豊度と位置の最劣等地の生産諸条件によって規定されるのである、と述べている。そしてかれは「わが国農業において展開されている専門化過程は相異なる土地の労働生産性の均等化をもたらす、この意味における差はほとんどなくなっている」、したがって「このような条件において最劣等地の調整的役割について語る事ができるか。もちろんできない。労働生産性は、基本的に、経営指導水準、土地の自然的・経済的豊度を実現する能力により、規定されるであろう。党がこのことに特別に注意しているのは偶然ではない。劣等なコルホーズは存在しない、劣等な指導者がいる、というのは偶然ではない。劣等地に存在するコルホーズはない、しかし指導水準によって規定される優秀なコルホーズと劣等なコルホーズがある。それ故社会的価値は平均的・典型的生産諸条件によって規定されねばならないし、規定されている」と、ほぼソコロフと同様の見解を述べている。⁽²¹⁾

これに対し、アトラス、ボルゴフ、オサデイコらはソコロフに反対し、「M・M・ソコロフはその報告において、わが国では社会的生産諸条件が変化したから、いかなる劣等地も存在しない、と主張した。かれはアカデミー会員ウイリヤムスの「劣等地は存在しない、劣等な経営が存在する」という有名な言葉を論拠として引用した」⁽²²⁾が、この表現はもろろん比喩的表現であって、文字通りに解釈することはできない、それはいかなる劣悪な土地でも十分に労働と資金を投下するならば、劣等地を優等地に変えることができるということを意味しているのであり、かれの格言を文

字通り受けとって差額地代の問題考察の前提としてはならない、社会主義のもとでは土地的条件の不平等はないという、明らかに客観的現実と矛盾することを認めるならば、地代の問題は一般に消滅してしまうであろう、と述べている。この点ブズダロフは論文「差額地代と土地の経済的評価の諸問題」において、「地代形成要因として現われる自然的生産諸条件の差は地帯間のみあるのではない、ということに注意すべきである。国内で行なわれた土地の経済的評価の資料が示している如く、地帯、州、区の内部においてさえも、個々の企業グループの間のそのような自然的生産諸条件の差は、隣接地帯、州の間の平均的・地帯的経営条件の差よりも著しく大きいことがありうる」⁽²⁴⁾と述べ、ペンジエンスク州のホルホーズの穀物経営を例として、差額地代と土地の土壌的・気候的条件との関係およびそこで穀物収穫量と農業技術水準の問題を実証的に研究している。またカルリュークは「ホルホーズにおける差額地代形成への自然的条件の影響」⁽²⁵⁾なる論文において、差額地代発生原因の解明にあたっては、豊度と販売市場に關しての位置についての土地の差の存在だけに注意が向けられるのが常であるが、このほか豊度と位置の同一な土地であっても、土地面積の大きさ、距離の長さ、その形状の差異、分散集中の度合、傾斜度、湿潤度、石の妨害等の諸事情により、種々の量の差額地代Ⅰが形成されうる点を指摘し、この事情は農業機械、特に複雑な農業機械の使用にあたって影響を与え、また差額地代Ⅰの形成に変化を与えるとのべ、一例として一九五八年のヴィテブスク州（白ロシア共和国）のホルホーズグループをとりあげ、農業機械を利用するにあたって、土壌的・気候的条件の差異がどのように影響するかを示している。

したがってわたくしたちは以上のような対立的見解をみるとき、土地（優等地）の有限性および土地種類の不等性（豊度と位置の差異とその他土地に密接不可分の諸要因の差異）は、社会主義社会における差額地代存在の一般的前

提としてこれを認めるアトラスらの見解が正しいことに何らの疑問もありえないであろう。そしてこの点をみとめたのち、しかし地代は土地から生ずるものではなく、総じて経済的諸範疇が一つの生産関係を示すものであるが故に、かかる自然的・土地的条件を前提として、差額地代を形成せしめるところの生産関係はどのようなものであるかをつきに考察しなければならぬ。

- (13) МГУ, 《Земельная рента...》, стр. 219.
 - (14) Там же, стр. 46.
 - (15) 《Политическая экономия социализма》, Издательство социально-экономической литературы, Москва, 1960г., стр. 263.
 - (16) МГУ, 《Земельная рента...》 стр. 47—48.
 - (17) Там же, стр. 48.
 - (18) Там же, стр. 187.
 - (19) Там же, стр. 188.
 - (20) Там же, стр. 189.
 - (21) Там же, стр. 190.
 - (22) См. там же, стр. 81, 88—89, 112—113.
 - (23) Там же, стр. 88.
 - (24) 《Вопросы экономики》, No. 4, 1961г., стр. 93.
 - (25) 《Вопросы экономики》, No. 12, 1960г.
- (二) 「商品生産」＝「価値法則の作用」の存在と「土地経営の独占」ならびに「これらの根拠としての」社会主義的

所有の二つの形態」について

まず社会主義社会以前の商品範疇、つまり「資本制的生産様式の・および商品生産さえもの・最も簡単な範疇たる商品」⁽²⁶⁾の理解に立ち返って考察することから始めよう。

唯物論的な見解によれば、歴史における究極的契機は、直接的生命の生産および再生産である。しかしこれは、それ自体さらに二とおりに分けられる。一方では、生活手段の生産、すなわち衣食住の諸対象の生産とそれに必要な道具の生産、他方では人間そのものの生産、すなわち種の繁殖である。しかし人間は生活手段と生産手段の生産行為においてのみ他の一切の動物と決定的に区別されるのであって、いうまでもなく人間の何らかの欲望を充たす生産物の生産は人間社会存続のための不可欠の行為であり、この意味で生産物はあらゆる社会形態を通して存在しなければならなかった。ところで一国社会の社会的諸制度は、エンゲルスの指摘しているように、さきの二種類の生産の発展段階、すなわち労働の発展段階と家族の発展段階によって制約される。労働が未発展であればあるほど、社会秩序はそれだけ圧倒的に血縁の紐帯に支配されるが、このような血縁の紐帯に基づく社会の編成のもとで労働の生産性は次第に発展し、それにつれて私有財産と交換、富の差別、他人の労働力を利用する可能性が、こうしてまた階級対立の基礎が發展する。⁽²⁷⁾そしてそのような生産力の一定の發展につれ、生産物は単なる生産物、単なる使用対象としてではなく、商品として生産されるようになるのであって、この場合単なる労働の生産物が商品形態を受けとるのは何故かというに、それは社会的分業のもとでの生産手段の私的所有という生産関係が生産物に物化、対象化されているが故である。社会的分業のもとでの私的所有の発生にもない、人々がかれらの肉体的生命を維持するために必要な生活資料を入手し、その社会的生活そのものを存続して行くためになさねばならない行為は、人々がその生産物を交換するということであり、かれらの労働生産物に使用価値のほかに交換価値という性格を与え、したがってまた単なる労働生産物に商品形態を与えるという行為である。

ところで右の「資本制的生産様式の・および商品生産さえもの・最も簡単な範疇たる商品」成立の必須条件として

社会主義社会における差額地代の存在について

の社会的分業と私的所有という二契機を考察する場合、前者については、それが当初の原始共同体内部における男女別、年令別による分業に始まり、さらには共同体間の自然的環境に規定された生産方法の差異に基づく分業——この共同体間の分業はこれら共同体が交換によって結びつけられることにより、自立的なものの非自立化として社会的分業へ転化する——の存在からも知られるように、社会的分業は人間社会存在のそもそもの当初からの与えられた条件であった。しかし後者の「私的所有」は、あらためて指摘するまでもなく、その発生が牧畜、農業、家内手工業等の生産部門における生産力の上昇にとまない、当初の氏族の所有から家族の所有が生まれ、人間の労働力が生産者の生計の必要よりもずつと多くの生産物を提供できる度合の拡大に応じて、それ故にまた分業と個人間の交換の発展に応じて確立されたところの歴史の一定の発展段階に生まれる社会関係である。しかし、ここで注意すべきは右の商品範疇成立の必須条件としての私的所有を考える場合、この私的の内容がどのようなものであるかという点である。一般にはそれは自営農民や独立の手工業者のような個人としての単純商品生産者の場合もあれば、個人としての資本家および会社形態をとる資本家的企業の場合もある。またわが国の煙草、塩等の如き国营専売公企業の場合もあろうし、このほか原始共同体間の剰余生産物の交換の場合のように、共同体間の分業を基礎に生産物の交換を行なうところの共同体それ自体が他の共同体に対して、「譲渡されうる諸物の私的所有者として、また、まさにそれゆえに相互に独立する人格として、対応し」⁽²⁸⁾、この意味で自立的、個別的なものとされている場合もあろう。がいずれにしても、個人であれ、会社組織であれ、組合等何らかの集団であれ、または国家公企業であれ、それらが社会的分業の一環を形成しながら、かつ独立の経営単位としてそれぞれ他と区別され、対立している限り、自立的・個別的経営であって、この自立的・個別的経営はまた生産手段の自立的・個別的所有を根拠として成立していると考えられるのである。それ

故ここにいう商品範疇成立のための私的所有は、それが自立的・個別的である限り、私的・個人的である場合、資本主義的企業である場合、さらに協同組合的・コルホーズ的経営である場合等、いろ／＼ありうるわけである。もちろん私的・個人的と、私的・資本主義的とは、根本的に異なる意義をもち、さらにこれら二つの概念に対し、社会主義社会における協同組合的・コルホーズ的という概念はさらに本質的に異なる内容をもつものではあるが、しかしそれらがいずれも社会的分業の一環を担当しながら、交換による以外にそれらの個別的労働を社会的労働たらしめ、社会的分業の実を果しえないという意味で、つまり直接に社会的ではなく、自立的・個別的経営生産単位であるという意味での私的性格をもつという共通性を有するのである。

(註) コルホーズの存在と商品生産の問題について、『経済学教科書』の第三版は次のように述べている。「社会主義工業とコルホーズ農業とのあいだに社会的分業がおこなわれ、社会主義的所有の二つの形態—国家的所有の形態と協同組合的・コルホーズ的所有の形態—が存在しているために、商品生産と社会主義経済のこれらの基本的な部門のあいだでの商品生産と商品関係とが必然になる」(邦訳七九〇頁)。

商品範疇成立の条件としての社会的分業の基礎上での生産手段の私的所有とはほぼ以上のような内容をもつものであり、社会全体したがって完全なる社会構成員全員の所有という意味での共有に対する私有であって、単に社会的に對する単数としての個人的という意味にとどまるものでは勿論ない。

さて以上の社会的分業と生産手段の私的所有とは、過去の歴史上のあらゆる生産様式を通して商品範疇が成立するための条件としてのそれであって、もともと商品範疇は何らかの生産様式に固有のものではなく、それは、共同体と共同体との間にも存在し、奴隷所有者の制度のもとでも存在し、封建制度のもとでも存在していたのであり、かつ社会主義社会のもとでも、「生産諸手段の社会的所有、賃労働制度の一掃、搾取制度の一掃というような決定的な経済

的諸条件のおかげで、嚴重なわくのなかにはめられている」とはいえ、存在しているのである。もし今日のソ連邦では商品はもはや存在しないという主張のなかには正しい点があるとすれば、それは、今日のソ連邦の商品は資本制社会の商品（およびそれ以前に存在した商品）とは本質的に異なっているという点だけであろう。^(註)

(註) これまでの歴史においては、生産手段の自立的・個別的所有に規定されて、自立的・個別的経営が存在していたことができるのであるが、しかし将来すべての生産手段が国有一本となったのちにも、経営が相対的に私的・個別的性格を保持して行なわれることがあるかも知れない。というのは、今日国有企業間においても一応独立採算的・経済計算制度が成立し、そこで生産物を商品的に取扱っているのであるが、もしホルホーズがソフホーズと一体になり、ホルホーズが消滅したのちでも、能力に応じて働き、必要に応じてうける段階で各分業下の生産の創意工夫、労働生産性の向上をはかる必要上経営の独立化が過渡的形態として維持され生産物の商品的取扱がみられるかも知れないからである。パシコフは「ただ一つの国民一般の所有形態が存在し、同時にまだ労働による分配、商品生産、価値法則が存続する状態は、理論的には示すことができる。鉱業においてはまさにかかる状態が現在存在している」(МТУ, «Земельная плата...», стр. 32)と述べているが、鉱業は鉱業生産部門内部に国营と非国营の区別がなく、国营一本であるという意味で農業とはちがっているのだが、しかし、問題は、すべての生産経営部門が単一の国民一般の所有の下でもまだ価値、価格計算が必要な場合の予測であり、それを推測させるものとしての国营部門内部における生産物の商品的取扱が存在していることである。したがって、社会的分業の基礎上での生産手段の自立的・個別的所有に基づく商品、つまり本来の商品と、そうではなく社会主義のもとで新たに生じた生産手段の国民一般の所有形態のみが存在する条件下で、社会主義社会から共産主義社会への移行の過程にある社会主義社会の必要に基づくところの生産物の商品的取扱によって生ずる、いわば政策的な取扱上の「商品」、実は商品的取扱いをうける生産物——『経済学教科書』第三版はこれを商品とよんでいるが——とはこれを理論的には峻別しなければならないと考えられるのである。

ところで諸使用対象が商品形態をとらざるをえない必然性は、これを労働の面からいえば、社会的労働と自立的な、私的労働の直接的一致の成立しえない社会における矛盾の解決であって、「自立的な・そして相互に、独立的な・私的、労働の諸生産物のみが、相互に商品として、対応する」⁽³⁰⁾のであり、「諸使用対象が商品となるのは、総じて、それ

らが相互に、独立して、営まれる、私的諸労働の生産物であるからに他ならない⁽³¹⁾。つまり私的労働がそのまま「共同的な・すなわち直接に社会化された・労働⁽³²⁾」となりえないからにほかならない。

そこで今、以上の点を社会主義農業にあてはめて考えた場合、まずコルホーズ経営もソヴェト社会における社会的分業——もちろん社会主義下の社会的分業は資本主義下のそれとは、計画的と無政府的という点では異なっているが、しかしそれが社会的分業であるという点では何ら異なるところがない——の一環として農業生産の支配的部分を受持っている事實は、何人も否定できないであろう。そしてコルホーズの土地は国民全体の財産であるとはいえ、個々のコルホーズに無償で、かつ無期限で利用されているのであって、つまり「所有対象としての土地は国民全体の財産であるが、経営対象としての土地は——その大部分が個々のコルホーズの管理にゆだねられている⁽³³⁾」のであり、その生産手段と生産物の所有者という面では、コルホーズ員は自己の労働手段の助けによって自己の労働を投下し、経営を行ない、コルホーズの生産物はそのコルホーズの所有となるわけである。このようにコルホーズは社会的分業の一環を形成する経営単位として、それぞれ他の経営と区別され、対立して存在している。したがってこのような社会的分業とコルホーズ的所有——それがたとえ、社会主義的所有の一形態であって、やがて完全な全人民的所有形態へ移行する必然性をもつ形態であるとはいえ——という条件のもとで、コルホーズの生産物は一定の価格をもって交換、売買され、商品的性格を受けとらねばならない。それ故ソヴェト社会における「生産の商品生産的性格、そこにおける価値法則の作用」はソヴェト農業での生産手段の所有の二つの形態の存在を基礎に成立しており、両者は密接不可分の関係にあるのであって、これを無関係な別個のもののように分離して考えることは全く正しくない。そしてこのような社会主義社会の二つの所有形態に基礎づけられた二つの生産経営形態（国家的・全人民的経営とコルホーズ経営

営)とが、全人民的・国家的に所有されている土地を利用して生産を行なう場合、ソフホーズは完全な全人民的・社会主義的経営であるのに対し、コルホーズは社会的分業の基礎上で、資本制社会とはその本質において異なるとはいへ、社会的分業の一環を担う、コルホーズ的所有を根拠とした独立せる経営形態として、「土地経営の独占」を行なっているのである。この経営の生産物が商品形態をとる点こそ、ソ連邦における生産の商品的性格と価値法則の作用、差額所得・差額地代存在の直接的原因であると考えられるのである。この場合「所有権の対象としての土地私有の独占」と「経営対象としての土地経営の独占」はレーニンの指摘しているように、⁽³⁴⁾「二種類の独占」「二重の独占」として厳密に区別されなければならない。所有の限りなく多様な形態のもとで、土地は経営の対象として独占されるのであり、このような土地経営の独占は、豊度と位置について差等を有する土地の有限性、つまり土地が独占される自然力であることを根拠としている。だからコルホーズ経営の独立性は生産手段のコルホーズ的所有(トラクター、コンバイン、役畜と用畜、農具、経営用建物、種子などの)を基礎に成立しているのであって、土地のコルホーズ的所有を基礎にして成立しているコルホーズ経営が、全国民の所有たる土地を無償で無期限で保有・利用し、コルホーズが生産した生産物をコルホーズ的に所有し、ここに「土地経営の独占」を実現しているのである。それ故「商品生産、価値法則の存在」と「二つの所有形態に基づく二つの経営形態の存在」を取りあげ、前者を差額地代存在の一般的条件、後者を直接的原因として取扱うことは不正確である。この点、正しくは、土地の有限性と土地の豊度および位置の差異をパシコフに従ってソヴェト農業における差額地代存在の一般的前提・条件とし(というのはこの条件なくしてはそもそも差額地代は存在しませんでしたこの条件だけでも差額地代は存在しえないからである)、ソヴェト社会における二つの所有形態を基

礎として成立する商品生産、価値法則の作用の存在と「土地経営の独占」とを差額地代存在の直接的原因であると規定するのが正しい、とわたくしは考える。これにより、たとえば優等地の有限性および土地の豊度と位置による差異は、共産主義の第二段階、完全な共産主義社会にも存在するであろうが、しかしそこでは差額地代は存在せず、したがってこの二つの条件が差額地代存在の一般的条件であって、しかもその直接の原因でないことが明らかになるのである。直接の原因とは二つの所有形態に結びつく「商品生産、価値法則の存在」と「土地経営の独占」であり、完全な共産主義社会にあつては一般的前提・条件が存在するにもかかわらず、直接の原因が存在しないことにより差額地代は存在しないのである。

しかし以上の見解は、ソヴェト社会における商品生産、価値法則の存在が、ソ連邦における二つの基本的生産形態——国家的・全人民的形態とコルホーズ的形態——を根拠に生じているという、スターリンが遺稿『ソ同盟における社会主義の経済的諸問題』において展開した立場と全く同じ理論的前提に立っているが、その点こそ疑問なのであるという反論が予想される。たとえばクロンロドは「二つの所有形態の存在そのものは、商品生産の必然性を説明することにはならない」として、「精神労働と肉体労働、重労働と軽労働、熟練労働と不熟練労働とのあいだに、差異が存在する」⁽³⁶⁾点に商品生産の必然性を求めている。しかしクロンロドの見解に立つならば、共産主義の高度の段階においても、精神労働と肉体労働および工業労働と農業労働との差異が完全には消滅せず残るであろうから、商品生産と価値法則が残ることになる、という批判(たとえばオストロヴィチャノフ)を免れることはできないであろうし、また商品生産が異質労働の消滅時まで存在すると考えることは正しくないであろう。

これに対し周知のようにスターリンは、『ソ同盟における社会主義の経済的諸問題』において、党が権力を握り、

生産諸手段を国有化したのちに、商品生産関係を保存したのは、正しくない行動だったとして、エンゲルスの「生産手段が社会によって掌握されるとともに、商品生産が除去され、それと同時に、生産者にたいする生産物の支配が除去される」⁽³⁷⁾を論拠として主張する若干の人々に対し、これらの人たちはひどく間違っているとして、次のように述べている。

エンゲルスの定式では「すべての生産諸手段を社会の所有とすることなのか、あるいは生産諸手段の一部だけを社会の所有とすることなのか」⁽³⁸⁾ということの指示がない。ところがエンゲルスは『反デューリング論』の他の箇所でも、「すべての生産諸手段」の所有とか、「生産諸手段のすべての総体」の所有とか述べている。つまりエンゲルスがその定式の中で念頭に置いているのは、生産諸手段の一部分の国有化ではなくて、すべての生産諸手段の国有化なのである。そしてエンゲルスは、このような国々ではすべての生産諸手段の社会化と並行して商品生産を除去すべきだろうと考えているのである。これはもちろん正しい。ところが現在ソ連邦には、社会主義的生産の二つの基本的形態が存在している。すなわち国家的・全人民的形態と、全人民的とは呼べないコルホーズ的形態とである。国家企業では、生産諸手段と生産物とは全人民的所有となる。こういう事情のために、国家が処理できるのは国家企業の生産物だけであるのに、コルホーズの生産物はコルホーズだけが自分の生産物としてこれを処理するということになっている。現在のところコルホーズは、商品による結びつき以外には、売買を通じての交換以外には、都市との経済的結びつきを受けられない。それ故、商品生産と商品取引とは、ソヴェトでは現在のところ、たとえばレーニンが商品取引を極力展開することの必要を宣言した三〇年ほどまえと同じように必要なのである。⁽³⁹⁾そして「商品と商品生産とがあるところには、価値法則もないわけにはゆかない」⁽⁴⁰⁾として、スターリンは社会主義のもとでの商品生産、価値法則

の存在——もちろん社会主義の価値法則は、資本主義のそれが生産の規制者となって現われるのに対し、社会主義においては生産の規制者たることをやめ、経済の計画原理に導かれ、利用されているのであり、ある限界内で規制者の役割を果しているにすぎないのであるが——を認めているのである。

右のようなスターリンの「社会主義のもとでの商品生産を所有の二形態からみちびきださなければならぬ」という命題……は無条件に、社会主義のもとでの商品生産の問題を研究するうえでの一歩前進であった⁽⁴¹⁾とされている。しかし他方「スターリンのこの労作のなかには、科学的なこんきよをもたない、事実とあわない命題もある⁽⁴²⁾」と批判された。即ち、スターリンが「同志ノートキンへの回答」の第三項において、ソ連邦の国有化された諸企業で生産される生産諸手段を商品とみているノートキンに対し、生産諸手段はどんな購買者にも売り渡されず、国家は生産手段を企業に引渡してもその所有権を保有している故、ソヴェト制度のもとでも生産手段を商品の範疇に入れることはできないと述べた点は、特に社会主義経済計画化のための国民経済バランス体系において、消費財、生産財の原価、生産額などがいづれも価格によって評価され、生産手段の交換に際しても価格を媒介に行なわれねばならず、また流通過程においてもそれらは消費財と生産財という異なったものではありながらも、いづれも価格をもつものとして統一的に扱われねばならないという実際上の必要から消費財も生産財も等しく商品であり、価値法則はこの双方に作用するとして、クロンロードやオストロヴィチャノフ等により否定され、これが今日ほぼ支配的な見解となっているようである。しかしこの点に対しては、クロンロードはスターリンやオストロヴィチャノフのように、生産手段に対する社会的所有の二形態から商品生産の必然性を認めることは、社会主義的所有の支配的形態である全人民的所有の中の商品関係の必然性を否定し、商品関係は外部から社会主義経済へ持ち込まれるものとなってしまふという批判を下し

(43) ているのであって、この批判は彼の見解が社会主義における商品生産関係を労働の異質性に求めるという誤りを冒している点は別として、なおかつ考慮されねばならない問題点を含んでいるものと思われる。クロンロードの見解は、全人民的・国家的所有が社会主義社会の生産関係の土台を構成しているソ連邦において、そのような全人民的・社会主義的国营企業やソフホーズの生産物が商品形態をとることを、単に所有の二つの形態から、つまり社会主義的所有のもう一つの形態である協同組合的・ホルホーズ的所有から説明し、支配的でない部分から支配的部分を規定することになるといふことなのであるが、もちろんかれのこのような見解は何も二つの所有形態とこれに基づくところの商品生産の必然性を否定し得るものではない。だが二つの所有形態から、たとえば全人民的・社会主義的国营企業間の生産物がその国营企業間の内部においてすら商品的取扱を受ける点までも説明することができであろうか。ホルホーズの生産物が商品形態をとり、また彼らの購入する生産物が商品として購入されることを認めないわけにはいかない。だが国营企業間の生産物および国营企業内部の各生産部門間の生産物が、つまり生産手段の私的所有のもとでの所有権の移転という条件の欠除せるところで、生産物が商品として取扱われるのは何故であろうか。かつて野々村氏はソ連邦における商品生産と価値法則の問題についての論争の「中間的成果乃至結論」として、「(一)ソヴェト社会主義経済における商品生産・価値法則の存在は確認された。(二)価値法則の作用範囲は国民経済の全部門、全商品に及ぶ⁽⁴⁴⁾」点を指摘しておられたが、右の「全商品」の中には当然生産手段をも含んでいるのであって、もともと生産手段と消費財は拡大再生産の条件を充たすため、相互に価値観点をおよび使用価値観点からの結びつきをもっており、第一部門の生産物は究極において第二部門の生産のために存在し、消費財の価値には過去の労働としての生産財の価値が付加され、また消費財の価値は勤労者の実質賃金の水準に影響を及ぼすことにより第一部門の生産物の価値に影響

響を及ぼす。したがってこの両者は国民経済バランスの見地から切り離すことはできない。のみならず国家的セクタ
ーの内部で生産され、流通する生産手段の場合でも、国营企業間の交換としてその生産物の所有者が何ら変ることが
ないとしても、商品の性格をもつものとして取扱われている。この点、たとえば原始共同体間の剰余生産物が交換さ
れ、商品形態を受けとる場合を考えてみるに、この場合でも共同体内部の生産物は共同体全員の所有に属する生産物
として交換、消費され、それは商品形態を受けとらない。これと同様に、コルホーズ企業と国营企業の間には所有形
態の差があるため生産物が商品形態を受けるとしても、同一所有の枠内における国营企業間およびその内部において
は生産物が商品形態を受けとることはないはずである。もし国营企業間および国营企業のそれぞれの各部門内部で生
産物が商品として取扱われるならば、それは所有の二つの形態からではなく、別の原理から説明されねばならない。
そう考えたからこそクロノロドは労働の異質性を取りあげ、またバシコフは商品生産と価値法則の存在を社会主義
下の差額地代存在の一般的条件とし、所有の二つの形態をその直接的原因として全く切り離して説明してしまったの
であろう。このかれらの解答は正しいとは思われないが、その問題意識は現実の重要な一面を反映させたものとして
尊重されねばならない。

ではここでいう「別の原理」とは何であろうか。いまこの点を社会主義社会における労働の面から考察し直してみ
よう。『経済学教科書』第三版が述べているように、今日「社会主義のもとでは、労働は直接に社会的性格をおびて
いる」という見解がソ連邦で公認されている。たとえばコズルフ・ペルヴァーシン編『経済学小辞典』の「商品生産」
の項目では、「社会主義のもとでの労働は、直接に社会的性格をもっている」と述べており、また「社会主義経
済における価値」という項目においても、「社会主義生産の生産物のなかに対象化されている、社会主義社会の勤労

者の抽象的労働で、同時にそれは、直接に社会的な労働である。その大きさは、社会的必要時間によって測定される。生産物のなかに対象化されている直接に社会的な労働が価値の形態をとるのは、社会主義のもとで、商品生産が維持されていて、労働生産物が商品として生産されるためである」と述べられている。⁽⁴⁷⁾しかし、もしこの場合の社会的労働とか抽象的労働という言葉が、商品生産社会における私的労働に対しての社会的労働であり、具体的労働に対しての抽象的労働であるなら、この見解には、厳密にいつて重大な誤りが含まれている。まず「社会主義のもとでは労働は直接に社会的性格をもっている」という点であるが、国营企業一般における労働はこれに該当するとしても、コルホーズ経営の労働も直接に社会的性格をもっているであろうか。^(註)コルホーズは生産手段とコルホーズで生産された生産物とを所有する。国营企業の実産物は社会主義国家の所有であるのに、他方コルホーズの実産物がコルホーズの所有であることにより、工業と農業との経済的結びつきは売買による交換として行なわれる。このことはコルホーズの労働がそのまま社会的労働たりえず、交換を通してその生産物を商品とすることにより、生産物に含まれているコルホーズの私的労働を社会的労働たらしめる、ということである。もしコルホーズの労働が最初から社会的性格をもつものならば、そもそもコルホーズの実産物が商品形態をとる必然性は全くない。何故なら「自立的な・相互に独立的な・私的労働の諸生産物のみが相互に商品として対応する」⁽⁴⁸⁾からであって、「社会主義のもとでは労働は直接に社会的性格をもっている」とするなら、そもそも社会主義のもとで商品は存在しない、ということになる。

(註) 「労働の社会的性格」において問題となるのは、私的労働が社会的性格をもつという場合の「社会的」とはどのような意味で社会的であるかという点である。この場合の社会的とは「ただ社会的ではなく、特殊なあり方でのそれである」(『経済学批判』国民文庫版二二頁)。すなわち「一つの特定の種類の社会性」(同上)である。もともといかなる労働もそれは一般の意味において社会的性格を有しないものはない。すなわち「すべての文化民族の歴史の人口において見られるような、自然発生の形

態における共同労働」(同上二三頁)の場合にあっては、生産の前提となっている共同体が個々人の労働を私的労働にすることなく、直接に社会的労働たらしめており、また「中世の賦役と現物給付」(同上)の場合にあっては、そこでの労働の特殊性がそのまま社会的紐帯となっており、また自家需要のための「家父長制農村工業」(同上)の場合にあっては、その家族の限界内で私的労働はそのまま社会的労働であった。ところがこれに反し、「交換価値であらわされる労働は、個別化された個々人の労働として前提されている。それが社会的なものとなるのは、それが、その正反対の形態を、抽象的一般性という形態をとることによるのである」(同上)。つまり私的労働が「二重の社会的性格」(『資本論』(1)一七四頁)を受けとるといふことが、商品生産者たちの社会における労働の独自性なのである。マルクスは有目的諸物が交換のために生産され、諸物象の価値性格が既にそれらの生産そのものにさいして問題となるその瞬間から、「生産者たちの私的諸労働が、事実に、二重の社会的性格を受けとる」(同上、傍点井上)と述べているのであって、商品生産者たちの社会においては、具体的労働が社会的労働として現われるためには、私的な具体的労働が一般的・抽象的労働に変わり、これら私的労働の現実的非同等性を捨象し、同等な人間的労働力の支出すなわち抽象的・人間的労働として帯びる共通的性格へ還元されなければならない。かくして「労働は、人間実存の自然条件であり、人間と自然とのあいだの物質代謝の、すべての社会形態から独立した一条件である。これに反して、交換価値をうむ労働は、労働の特有の社会的な一形態」(『経済学批判』前掲書二七頁)なのである。

「消費財も生産手段も商品でなく、価値法則は作用しない」と誤った結論を下したベドウタ、レバーシェフらの見解も、その理論的根拠は、「社会主義のもとでは、生産手段も消費物資も、相互に依存しあわない私的労働の生産物ではないから商品ではない」⁽⁴⁹⁾、「自立的な商品生産者たちの所有になっている生産物だけが商品であることができる」⁽⁵⁰⁾。社会主義のもとでは社会が全生産物の所有者であるかぎり、ここには商品生産と商品交換が存在する余地はない」というものであって、この見解には、私的労働の生産物、自立的な生産者たちの生産物のみが商品であることができるというそれ自体は正しい見解が含まれている。しかしこのことから、かれらのように、所有の二つの形態を基礎としているコルホーズ生産物の商品的性格を無視することは誤りであろう。またそれと同時に直接に社会的労働の性格を

もつ労働によって生産された国営企業の生産物が、現実に社会主義経済の今日の要請上商品的取扱いをうけ、ただ単なる使用対象としての生産物とは異なる性格をもっている点を無視するならば、それは不十分な見方である。^(註)

(註) 本来的商品と商品的取扱いをうける生産物を、社会主義のもとでの具体的な諸形態において考察するならば、まず買付によりコルホーズから国家や産業協同組合の手に入る農産物と原料、コルホーズとコルホーズ市場で売る農産物、国営企業で生産されてコルホーズとコルホーズ員が買う工業生産物すなわち生産手段と個人的消費物資、国営企業で生産されコルホーズに売られる生産手段、また外国に輸出版売される生産手段等、これらはすべて本来的に商品である。これらの商品生産は社会主義工業とコルホーズ農業との間の社会的分業と所有の二つの形態に基づく商品生産であり、またコルホーズの共同経営や副業で入手する農民の個人的所有下にある生産物の一部の商品化である。

次に本来的商品ではないが商品的取扱いをうけているものとしては、国営企業が生産する生産手段——工作機械、一般機械、金属、石炭、石油、その他——等が単一の所有者である社会主義国家に属する他の国営企業へ引き渡された場合の生産手段があげられる。生産手段がある国営企業から他の国営企業へ移される場合、所有の移転は生ぜず、社会主義国家は引続きこの生産手段を所有している。だが、この場合でも生産手段は一つの国営企業から他の国営企業に売買という形態をとっている。したがって、これは本来商品でないものの商品的取扱いである。この意味でそれは、たとえば『経済学教科書』第三版で商品とよばれている。この点について同書は「生産手段の商品的性格は、また、国家的所有そのものの特質によっても、国民経済の国営部分の発展の内的要求によっても、規定される」(邦訳七九三頁)と述べている。ところでこのような商品的取扱いを受ける生産物をどのように名称づけることが正しいであろうか。この場合まず商品なる範疇が社会的分業の基礎上的生産手段の私的・個別的所有という生産関係の範疇化である点と、したがって単純商品であれ、資本制商品であれ、または社会主義社会におけるたとえばコルホーズの生産する商品であれ、それらが商品である以上は、ひとしく商品範疇のもつ本質的条件を具有するものであること、とはいえ単純商品、資本制的商品、社会主義的商品のそれぞれはそれぞれが商品である点では同一であるにもかかわらず、それらは自己の生産手段と自己の労働力により生産された単純商品生産者の生産物であり、資本家の生産物であり、社会主義的企業の生産物であるという点において、それぞれ異なった性格をもつという差別もあること、を確認することが必要である。そして所有の移転が生じない場合の国営企業の生産物の場合には、右の意味での本来的な商品範疇に属さないものであることに留

意し、その意味では商品でないことを認めなくてはならないであろう。しかしそれはまた原始共同体内部の単なる使用対象、使用価値としての生産物とは異なり、その生産物に支出された労働支出を計算し、働き手の労働能力を向上させるための物質的な奨励、さらに独立採算制の見地からの生産物原価の計算の必要上、一定の価格を付せられ、売買という形式をとっている生産物である。したがってこのような生産物を商品的取扱いをうける生産物ということもできるし、または右のような理解の内容において、本来の商品とは異なるが、括弧つきで商品とよんでもよいであろうと考える。このような性格をもつ生産物は共産主義の第一段階において始めてあらわれたものである。

次に「生産物の中に対象化されている直接に社会的な労働が価値の形態をとる」という点であるが、この場合の生産物をコルホーズの生産物およびコルホーズの生産物と売買交換される国营企業が生産物であるとすれば、それらに対象化された労働が直接に社会的労働ではないが故に価値の形態をとるのであり、またこの生産物が商品的取扱いをうけるところの国营企業の内部で、つまり同一所有の枠内で生産された生産物であるならば、直接に社会的な労働であるが故に価値の形態をとる必然性がないこととなる。したがって本来の商品を生産するのでない国营企業の生産物を商品とみ、それ故に「生産物の中に対象化されている直接に社会的な労働が価値の形態をとる」という見地は、右のような二様の意味において誤りを含むものである。がそれにもかかわらず、現実に国营企業が生産物は同一所有権の枠内でも商品的取扱いを受け、その生産物に支出された労働の厳密な測定、原価計算の適正化、労働の合理的配分のために、商品、価値、貨幣、価格等の諸範疇——もちろんこれらは資本主義社会のそれとは性格を異にする——が利用されているという事実、またこれらの諸範疇が社会主義的競争と労働の物質的刺戟の手段として役立っているという事実が存在しているということ的背景に、国营企業が生産物が本来の商品ではないにもかかわらず商品として取扱われているのである。そしてそのような意味においては、「直接に社会的な労働が価値の形態をとる」ということがい

われているのであろう。したがって、これら何ら所有権の移転を伴わない国营企業の生産物を商品として取扱う場合、われわれはこの生産物の特性を十分に理解しておくべきであらう。この商品は明らかに所有の二つの形態に根柢づけられて生まれた商品ではない。それ故それは「諸使用対象が商品となるのは、総じて、それらが相互に独立して営まれる私的諸労働の生産物であるから」という意味での商品ではない。何故なら社会主義のもとでの国营企業の労働はそれが本来的商品を生産するものでない限り直接に社会的性格を持っているが故である。では一体直接に社会的な労働の生産物が商品として取扱われる理由は何であらうか。それは既に述べたように、社会主義社会がこれら本来の意味において商品ではない生産物を商品の如く取扱い、これら生産物の価値、価格を測定、利用し、また勤労者は彼らの共同的所有に属する国营企業の生産物たる消費資料を彼らの賃銀として受けとった貨幣と引換えに入手することにより、国营企業の生産物を商品として取扱うことが現在の段階では必要だからである。また国营企業間に配分される生産手段はその引渡しによって所有者が変ることはいから、スターリンの指摘によるまでもなく、決して商品となることはないが、国营企業が経済計算制度として独立採算を行ない、企業の経営能率の測定のために生産手段までも商品と考え、その価格を検討することが必要だからである。^(註)

(註) このような本来商品でないものの商品的取扱いの必要は次の点にみる事ができるであらう。すなわち、「国家は、生産手段を企業にひきわたしてその利用と管理をさせ、各企業が等価原則にもとづいて自己の生産物を実現することによって、この生産物を生産するのに要した支出を補填するようにさせるのである。ところが、いろいろなことなる所有形態があり、国家的(全人民的)所有に固有な特質がある社会主義の条件のもとでは、生きた労働と対象化された労働とにたいする企業への等価補填は、どうしても商品交換、商品・貨幣関係をとおしておこなわれないわけにはいかない。国营企業の生産活動で、またこれら企業のあいだの経済的むすびつきを發展させる分野で、商品・貨幣関係を利用することから、各企業の物質的狀態がその活動に依存するようになる。このことは、経済的に経営をおこない、企業の収益性をたかめるように刺戟をあたえる」(『経済学教

それ故、今日のソ連邦においては、社会的分業の基礎上的の社会主義的所有の二つの形態に基づいて必然的に商品たらざるをえない、いわば本来的商品であるところの生産物と、そうではなくて、今日の社会主義社会の必要上、社会的分業の基礎上で国民的・国家的所有という単一所有の枠内における生産物の商品的取扱い、つまり、ある意味ではスターリンの如く、商品としての外皮（計算その他）を保持しているにすぎない——とはいえ、それはまた外皮以上の意義をもつものであるが——生産物⁽⁵²⁾が存在するのである。そして後者の生産物の場合、私的労働が独自の・社会的性格をもつことにより価値物となり、労働が具体的有用労働と抽象的人間労働という二重の性格をもつというような事態がなく、商品をつくる労働の二重の性格が未分化のままの「労働」として存在しているにもかかわらず、社会主義経済の必要上、価値をつくる労働と使用価値をつくる労働との区別のない、そして私的労働がそのまま社会的労働であるところの未分化な労働の生産物を価値物として、商品として取扱っているのである。そしてこうしたことが可能なのは、もともと商品生産のもとでの価値法則なるものは人間が生きるための生産物生産のもとでの「労働法則」^(註)の特殊な、歴史的、社会的表現と考えられるからである。

(註) ここで「労働法則」という言葉の内容には、マルクスが一八六七年七月十一日付のクーゲルマン宛の手紙で述べているところの、(1)人間社会の存在にとつての労働の不可欠性、(2)種々の欲望の量に应じる諸生産物の量は、社会的総労働の種々の、そして特定の分量を必要とするという「自然法則」を含蓄させており、また『資本論』第一巻第一章第四節で述べられている価値物規定の内容——それが特定の条件下で価値を規定するところの内容——としての、(1)有用的諸労働または生産的諸活動がいかに相異なつていようと、それらは人間的有機体の諸機能であること、この諸機能はその内容や形式がどうであらうとも、本質的には人間の脳髓、神経、筋肉、感官などの支出であるということ、(2)生産手段の生産に要費する右の支出の時間的継続への配慮、関心、(3)何らかの様式で相互のために労働しなければならないということ、つまり労働は社会的形態をつねにもたねばなら

ないということ、を留意させている。

かくして、コルホーズの生産物の場合も、それは社会主義的所有の二つの形態を根拠として商品形態を受けとり、したがってまた価値法則が存在するのである。そして農産物を支配する価値法則は土地の有限性と豊度および位置におけるその差等を自然的基礎とし、これと結びついて最劣等地の標準的経営のコルホーズの生産物の個別的価値を社会的価値として成立せしめ、他のすべての優等地に差額所得↓差額地代を発生せしめることとなる。この場合さらに次の反問が生ずるかも知れない。すなわちソ連邦には土地の私有がなく、したがって地主の搾取としての地代がないのであるから、差額地代はなく、差額所得があるだけではないかという反論である。しかし土地は全人民の所有であるが、コルホーズはこの土地を無償で無期限に利用することができ、その他の生産手段のコルホーズ的所有に基づき、ここに社会主義的なそれであるとはいえ「土地経営の独占」が生じ、かつ土地生産物はコルホーズの所有に属するのであるから、その価格の実現により入手できる差額所得は実質上差額地代たるものであり、またこの差額所得は一定の生産関係のもとで生ずるとはいえ、土地的条件を自然的基礎として生ずるものである点が他の所得一般と異なるという意味において、社会主義の差額地代が生産的寄生地主の搾取を示す範疇とは根本的に異なりながら、差額地代と呼ばれてよいものであると考えられる。それはバシコフの言っているように、⁽⁵⁸⁾ 社会主義社会では賃労働の結果である利潤とか利子とかいう範疇が存在しないにもかかわらず、それらの範疇を社会主義下で用いているのとあたかも同じ事情にあるのである。もちろん現実の農産物価格は、差額地代を国家に集中することの必要およびその他の事情により、最劣等地の標準的コルホーズの生産物の生産費により規定されないとしても、このことは以上述べた差額地代の法則を何ら否定するものではない。それはあたかも「もしわれわれがスプートニクを地上にあげたとして

も、これはわれわれが万有引力の法則を破壊したことを意味するものではない⁽⁵⁴⁾。(ツァゴロフ)と同様である。価値法則および差額地代の法則は客観的法則であり、これをわれわれは勝手気儘になくすることはできないのである。

(註) なお土地的条件を自然的基礎として発生する社会主義下の差額所得つまり差額地代を、資本主義下の土地的条件を自然的基礎として生ずる超過利潤つまり差額地代との関係について考えれば、その性格はより一層明らかとなるであろう。もし資本制的農業経営者がまた同時にその経営地の土地所有者であるとするなら、資本家としての彼は差額地代となるべき超過利潤を地主としての彼自身へ支払うこととなる。したがってこの場合の地代関係は「潜在的」であって、決して差額地代の問題はここにはないということではない。問題は、他の理由から生じた超過利潤ではなく、土地的条件を自然的基礎とする超過利潤の問題であり、これが他人たる地主に支払われて差額地代形態をとるか、地主としての自分自身に支払われて、顕在的な差額地代形態をとらないうことにあるのではない。資本制的農業経営において差額地代たるべき超過利潤の発生機構の必然性、差額地代たるべき超過利潤はいかなる生産関係の下で生ずるかという点の解明こそ差額地代論の中心課題であるが、これと同様に社会主義下の差額所得と差額地代の場合も、問題は、社会主義下で、他の理由から生ずる差額所得ではなく、土地的条件を自然的基礎とするところの差額所得が、いかにして、いかなる生産関係のもとで生ずるかという点にあるのであって、この差額所得が実体としての差額地代にほかならない。社会主義下では搾取階級としての地主はいないのであるから、搾取の範疇としての差額地代は存在しないが、実体としての、土地的条件を自然的基礎として特定の条件のもとで生ずる差額所得は——これを「差額地代の性格をもつ追加的所得」や「条件付きの差額地代」などといかえたとしても——存在するのであって、これをここで差額地代と称し問題としているのである。しかし改めてくり返すまでもないがこのことは何も生産関係を無視して、土地の有限性と関連して優等地に生ずる追加剰余生産物(所得)がそのまま差額地代であるというのではない。もしそうなら、フドホルモフの指摘しているように(《Вопросы экономики》, No. 10, 1960⁵, стр. 101.)、追加剰余生産物はソフホーズにも、鉱業の国営企業にも存在するということになってしまい、またさらには将来の完全な共産主義社会にも存在することになってしまふだろう。だから社会主義下の差額地代はあくまで二つの所有形態におけるホルホーズの生産手段の所有に基礎づけられた「商品生産と価値法則的作用」と「経営の独占」という状態と結びついてのみ把握されなければならないのであって、いうまでもなく、ただ単に自然的条件とか、また単なる所有権の対象としての土地所有という抽象性において問題にすることのできない範疇である。なお

ついでに一言すれば、社会主義社会の差額地代の存在を否定するストルミリン、マルコフらの見解は、単に差額地代の存在を否定し、それは差額地代ではなく差額所得であるという名目上の批判ではなく、これら差額所得説を唱える人達は、農産物の価値が上がって価格は、優等地、中等地、劣等地等のすべての地域の平均としての価値により規定されるという見解に立っているのである。しかしこの点の検討についてはこれを次回に期したい。

- (26) 『資本論』、長谷部文雄訳、青木文庫版、(9)！一六五頁。
- (27) 『マルクス・エンゲルス選集』、大月書店、(3)！二五六―七頁。
- (28) 『資本論』、前掲書、(1)！一九六頁。
- (29) スタリリン、『ソ同盟における社会主義の経済的諸問題』、飯田貫一訳、国民文庫、二二頁。
- (30) 『資本論』前掲書、(1)！一二五頁。
- (31) 同上、(1)！一七三頁。
- (32) 同上、(1)！一八〇頁。
- (33) 《Вопросы экономики, планирования и статистики》, стр. 93.
- (34) レーニン、『農業問題と「マルクス批判家」』、谷村謙作訳、国民文庫、三二―三三頁。
- (35) クロンロード『価値法則と価格形成』、『経済学の諸問題』、一九五七年二号、木原正雄訳編『価値と価格の理論』、有斐閣、昭和三年十一月、三二頁。
- (36) ソ連邦科学アカデミー経済学研究所でのソ連邦における価値法則と価格形成とにかんする討議、『経済学の諸問題』、一九五七年二号、木原前掲書、二二八―九頁。
- (37) マルクス・エンゲルス選集、邦訳(4)！四七七頁。
- (38) スターリン前掲書、一七頁。
- (39) 同上、一七―二二頁参照。
- (40) 同上、二六頁。
- (41) オストロヴィチャノフ『社会主義のもとでの商品生産と価値法則』、『コムニスト』、一九五七年十三号、木原前掲書、二〇五頁。

- (42) 同上。
- (43) Я. Кропид, О товарном производстве в условиях социализма, 《Вопросы экономики》, No. 10, 1958r., стр. 113, 稲垣兼一訳、『中京大学論叢』第五卷第四号、一二七頁参照。
- (44) 野々村一雄・岡稔「社会主義のもとでの価値と価格」、『経済研究』第九卷第二号、一九五八年四月、一三六頁。
- (45) 『経済学教科書』第三版、邦訳七五六頁。
- (46) コズルフ・ベルヴーシシ編、ソヴェト研究者協会訳、『経済学小辞典』、青木書店、一九六〇年二月、一九五頁。
- (47) 同上、一五六頁。
- (48) 前出。
- (49) ソ連邦国民経済における価値法則とその利用の問題にかんする学術会議、『経済学の諸問題』、一九五七年八月、木原前掲書、二五五頁。
- (50) 同上、二五八頁。
- (51) 前出。
- (52) スターリン、前掲書、六四頁。
- (53) МТВ, 《Земельная рента...》, стр. 33, 34.
- (54) Там же, стр. 229.

四 社会主義社会における差額地代の存在を認めるその他の見解について

さてこれまでパシコフ教授の見解を手がかりとして取りあげ、その検討を通じて社会主義のもとでの差額地代存在の一般的前提と直接的原因についての私見を明らかにしたのであるが、以下「学術会議」での討論およびその後の『経済学の諸問題』誌に現われた社会主義下の差額地代の存在を認める若干の見解を考察しよう。

まずしばしば問題とされるИ・И・コソドエフの見解を、小冊子『社会主義諸国における地代』⁽⁵⁵⁾および「学術会議」

社会主義社会における差額地代の存在について

での発言から引用しながら検討してみる。

かれは右の小冊子の中の「資本主義から社会主義への過渡期および社会主義における差額地代の形成」の項目において、「差額地代は、あらゆる経済的範疇と同様に、人間の意識や意志とはかかわりなく存在する。それ故始めに地代関係の客観的側面を説明することが必要である」と述べて⁽⁵⁶⁾、「個人的農民経営およびコルホーズ生産における差額地代の物質的基礎」について、「相対的優等地で生産された生産物から最劣等地で生産された生産物を差引いて形成される差額生産物が、個人的および集団的農民経営における差額地代の物質的基礎である」とし、「差額地代の物質的基礎は、最劣等地で生産された単位生産物の価値から相対的優等地で生産された単位生産物の価値を差引いて形成される差額剰余所得である」と述べて⁽⁵⁸⁾、さらに「同一の土地への同一の投資のもとで、しかし不平等な経営諸条件のもとで形成される差額生産物(所得)のみが剰余生産物であり、それ故差額地代の物質的基礎である」とし、「差額地代の物質的基礎の創造には、土地豊度により惹起される差異がある」こと、および「土地のより便利な位置によって形成される剰余所得も差額地代Ⅰの物質的基礎である」点をあげている。ついで、土地種類の不同、土地豊度の不同、土地の位置の差異等の天然の自然的条件は労働生産力の無償の要素であり、差額地代ⅠとⅡの物質的基礎である点を指摘し、この土地豊度および位置に基づく自然の無償の贈り物は、それが誰の労働によつてつくりだされたかとは無関係に社会に属すると述べ、このように本来社会の所有に属する剰余所得が差額地代形態をとる原因は何であるかというに、それは経営対象としての土地が社会ではなく、集団的経営または個人的農民経営に属するからであり、このことがこれらの経営における差額地代形成の直接的原因である、と述べている。したがって「経営対象としての土地が社会の手中にある(農業および鉱業における国营企業)とすれば、この結果社会にとつての剰余所得は差

額地代形態をとりえない⁽⁶²⁾とする。このように国家と国营企業の労働集団との間には土地的条件により発生する剰余
について地代関係は生じえないのであるが、「集团的経営および個人的農民経営においては、経営対象としての土地は
国家にはなく、その経営に属する。これがこれらの経営における差額地代形成の直接的原因である⁽⁶³⁾」。それ故「何
らかの土地所有形態——国家的、コルホーズ的、私的（個人的農民的）——は、プロレタリアート独裁期における地
代関係成立の原因に対して、いかなる関係ももたない⁽⁶⁴⁾」のである。では生産手段の所有と生産物の所有は差額地代成
立の原因に関係をもつであろうか。「封建地代および資本制地代については、マルクス主義者の誰一人として、土地
を耕作する生産手段の所有形態と土地生産物の所有形態を地代の原因として考えない。しかしコルホーズ生産におけ
る差額地代についていうときは、若干のソヴェト経済学者は、土地耕作のための生産手段と耕作から得られる生産物
のコルホーズ的所有そのものを差額地代形成の直接的原因とみなしている⁽⁶⁵⁾」。つまりこれらの学者はコルホーズ的所
有を差額地代の原因とみなしているのであるが、それは誤りである。仮にいっさいの生産手段が国家のものであると
しても、コルホーズはその生産物の所有者なのである、「何故なら経営対象としての土地——農業における主要な生
産手段——がコルホーズの手中にあるからである⁽⁶⁶⁾」。

この点かれは「学術会議」の討論では、資本主義の場合における差額地代の発生について説明しながら、次のよう
に述べている。「もし土地所有者が自分の土地で資本制的生産を行なうとすれば、この土地に関して地代関係は存在
しない⁽⁶⁷⁾」。この場合「資本家は全剰余価値を自分のものにする。その中にはあらゆる地代形態の実体を形成する超過
利潤も含まれている。かれはそれを土地所有者としてでなく、経営対象としての土地が彼の手にあり、全生産手段が
彼の手にあるという理由で取得する。この場合、マルクスは、潜在的な地代がある、と述べている⁽⁶⁸⁾」が、「社会主義

陣営の一国においても、われわれは所得がただ土地所有の結果としてのみ受けとられるという状態をもたない。わが国は土地所有者であるが、国家は土地所有者であるということに基づいて、相対的優等地から差額剰余を受けとらない。ソヴェト国家は、もちろんこの剰余の一部を受けとるが、土地所有という根柢においてではない。プロレタリアート独裁期には、いかなる土地所有形態（中国や多くの人民民主主義諸国における個人的農民的あるいは協同組合的土地所有、あるいは中国における人民公社の土地所有、あるいは最後に国家的土地所有）も、地代取得に対して何らの関係ももたない。この意味において、プロレタリアート独裁期における△地代▽関係はマルクスの地代規定に入りきらない。しかしわが国には差額地代の物質的基礎は形成されるか否か。形成される。この物質的基礎について何らかの特別の人間関係が生ずるか。コルホーズでは生じ、ソフホーズでは生じない。コルホーズは土地の主人である。経営対象としての土地はその手中にある。相対的に優等な土地を耕作するにあたって超過剰生産物が形成される。この剰余によりコルホーズと国家との間に特別の関係が創造される。⁽⁶⁹⁾

以上のようなコゾドエフの見解は、要するに、社会主義のもとでの差額地代発生の直接的原因について、それは土地所有によるものではなく、したがってまた土地所有の何らかの形態とは無関係であり、また生産手段のコルホーズ的所有によるものでもなく、それは経営対象としての土地の所有によるものである、という主張である。

レーニンが「土地経営の独占」と「土地所有の独占」とを峻別して述べた如く、いうまでもなく差額地代発生の原因は土地所有によるものではなくして、土地経営の独占によるものである。しかしこの土地経営の独占とは、コゾドエフのいう如く「経営対象としての土地の所有」——彼は別の箇所では「経営対象としての土地を領有している」と述べている——と同じものであろうか。経営対象としての土地の所有とか領有とかいう表現は、結局は所有権の対象

としての土地の所有と異なるところが無いのではないか。ただ異なるところは「経営対象としての」という限定が土地ということばにつけられているだけである。このようにコゾドエフの表現は非常に不正確であって、そもそもコルホーズは彼のいう如く土地を所有または領有しているだろうか。かれはコルホーズは「土地を所有している」とか、「土地がコルホーズの手中にある」とか、「コルホーズは土地の主人である」とか言っているが、コルホーズは経営対象としてであつても土地を所有してはいないのであつて、正確にはコルホーズは全人民的所有の土地を無償かつ無期限で利用している——この点、資本主義の地主と借地経営者の関係とは本質的に異なる——という意味での土地経営の独占者であるにほかならない。そしてコルホーズがこのような土地経営の独占者たりうるのは、ソヴェト社会における所有の二つの形態における生産手段のコルホーズ的所有（生産物のコルホーズ的所有もこの結果である）に基づいているのである。この点を否定したコゾドエフの見解はそれ故誤りであつたと言わねばならない。コゾドエフはかれ自身「所有対象としての土地と経営対象としての土地の区別」⁽⁷¹⁾を指摘し、この点から「土地所有の独占」と「土地経営の独占」のもつ意義の差を区別しようとしながら、この両者のもつ理論的意義を十分に認識してはおらず、「土地経営の独占」を「経営対象としての土地所有」というふうに誤つて解し、差額地代の考察にあたっては、土地経営の独占がその発生の直接的原因である点、およびこの土地経営の独占は社会主義的所有の二つの形態における生産手段のコルホーズ的所有に基づくものであること、を明確に把握しえなかつたのである。

ではコゾドエフの反対者であるアンドレーエフの見解はどうか。かれはその論文で、⁽⁷²⁾「社会主義のもとでの差額地代の性格と経済的本質の正しい理解のためには、簡単にでも、社会主義企業⁽⁷³⁾の差額所得の形成過程を研究することが必要である」として、次のように述べている。

「社会主義下の商品生産と価値法則の存在は、必然的に差額所得の形成をとまなう。……個々の農地の相異なる質は、生産手段としての土地の客観的特質であり、そのうえ、優等地の有限性は、社会の需要を充たすために、劣等な質の土地をも利用することを余儀なくさせる⁽⁷⁴⁾」。そこで、「中等地で働いている企業が社会的価値を規定すると仮定すれば、劣等地での生産は損失となる。この土地で経営を行なっている企業は、単純再生産をも実現することは不可能である。その生産物が社会に必要な限り、社会は補助金によつてこれらの企業の活動を支援すべきであろう。実際は、企業への補助金制度は独立採算制と物質的利害関係の原則に矛盾している。標準的に労働をしている企業は収益がなければならぬ。ここから、任意の農産物の社会的価値は、その土地の耕作がその種の生産物に対する社会的欲望を充たすために必要な、豊度と位置について最劣等の土地で働いている、平均的経営条件をもつ企業により規定される、という結論が生ずる⁽⁷⁵⁾」。このため「任意のコルホーズによる、豊度と位置に関して相対的に優等な土地の利用は、恒常的な差額所得形成の原因となる⁽⁷⁶⁾」。この場合土地は社会主義社会の所有であるから、有利なこの条件の利用の結果生ずる差額所得は社会主義国家という全社会の財産であらねばならず、したがって土地所有者としての社会に属するコルホーズの純所得の一部は地代形態をとる。しかしすべての生産手段が社会の所有であるという条件のもとでは、剰余労働の生産物は地代の形態をとらない。「土地利用と結びついている生産部門において、生産手段の独立の所有者（私的所有者―個人経営農民あるいは集団的所有者―コルホーズ）が生産を行なっているところでは、差額地代が形成される。したがって社会主義のもとでの差額地代形成の社会的・経済的原因是は、生産手段の国家的所有と並んで、協同組合的・コルホーズ的所有が存在することにある⁽⁷⁷⁾」。

このようにアンドレーエフはコルホーズもソフホーズも共に土地は国有であるが、ソフホーズの場合には土地以外

の生産手段も国家的・全人民的所有であるから地代が問題となることはなく、コルホーズは土地以外の生産手段がコルホーズ的・協同組合的の所有であるから差額所得は地代の形態をとるという見解に立っている。つまり所有の二つの形態をもって社会主義下の差額地代存在の原因としているのであるが、続いてかれは、「個々の独立の所有者が土地経営を行なっているこのような状態を、B・H・レーニン⁽⁷⁸⁾は経営対象としての土地の独占と名づけた」として、「土地所有の現在の形態（国家的、協同組合的あるいは私的）は、全体的にも部分的にも、純所得の創造に何らの関係ももたない。それは剰余差額所得の創造の原因ではなくして、その地代への転形、土地所有者による差額所得取得の原因である⁽⁷⁹⁾」と述べ、社会主義下の差額地代は、社会が土地を所有していることを根拠に社会の全成員が取得するコルホーズの差額の超過所得であるとする。そして「社会主義的・全人民的土地所有は一定の社会的関係であり、地代は農業生産の協同組合的・コルホーズ的形態という条件のもとでのこのような社会主義的・全人民的土地所有関係の表現である。地代は経営対象としての国有地のコルホーズによる利用という点について、社会的生産関係を表現している経済的範疇である⁽⁸⁰⁾」と述べている。つまりかれは社会主義のもとでの地代は、社会主義的・全人民的土地所有のもとで、農業生産の協同組合的・コルホーズ的形態が存在し、コルホーズによる土地経営の独占が行なわれているという社会関係が存在していることを示す範疇であると規定しているのである。

さて右のように述べたのちアンドレーエフはさきにもたゴゾドエフを取りあげ、かれの「高い自然的土地豊度、土地のより便利な位置は自然の贈り物であり、労働生産力の無償の要素である。この場合無償の自然力の原因として創造される剰余は、それが誰の労働（個人経営農民、コルホーズ員あるいはMTCの労働者）によってつくりだされるかには関係なく、本質的に社会にとっての超過剰余生産物、所得であることを知るのは困難ではない⁽⁸¹⁾」という見解

を問題とし、このようなコルホーズの純所得の分配について説明する場合、自然の無償の生産力を利用するが故に、無償の自然力を原因とする剰余は社会に帰属せねばならないとするコゾドエフの理解は誤りであつて、そのような剰余はこの自然力を利用する者に所有されるのであると批判を加え、「И・И・コゾドエフが、経済的範疇としての差額地代は生産手段と生産された生産物のコルホーズ的所有を原因とすることに同意しない⁽⁸²⁾」のは誤りであると指摘し、さらにコルホーズ的所有をコルホーズの経営対象としての土地と対立させているコゾドエフの見解を取りあげ、「しかしこの対立は正しくない。土地は種々の種類の社会的関係のもとで経営の対象であつたし、現在もそうであり、将来もそうであろう。それ故問題は誰が——国家か、個々のコルホーズか——土地経営を行なうかということにある。しかしコルホーズはまさに生産手段の所有者として、それ故生産された生産物の所有者として、国营企業とは異なっている。われわれの考えでは、И・И・コゾドエフの「農業機械の所有形態とは無関係に、コルホーズは社会にとつての剰余所得をも含む全生産物の所有者である、すなわちそれは経営対象としての土地がコルホーズに属しているからである」⁸²という主張も誤りであると思う。もちろん農業においては土地なくしては何らの生産物をもつくることは不可能である。しかし生産物がコルホーズのものになるのは、経営対象としての土地がコルホーズの所有であるからではなく、経営対象としての土地を協同組合的企業であるコルホーズが利用しているからである。コルホーズの所有が全人民的所有の水準にまで高められ、それと合流するとき、経済的範疇としての地代は、相異なる質の土地における労働生産性の差異が残っているにもかかわらず、もはや存在しないであろう。かくしてこの二つの概念（コルホーズの経営対象としての土地と、生産手段と生産物のコルホーズ的所有）は有機的に結びつき、その上所有形態が基礎・原因をなすのである。だが実際は、経営対象としての土地の領有と結びついている範疇としての差額地代の研究

は、差額地代の形成が土地所有形態とは無関係に行なわれる、ということを前提としている。換言すれば、土地が所有として誰に属しよう、独立の所有者（私的あるいは集团的）が土地経営を行なっているとすれば、彼らは経営対象としての土地の一種独特の独占を獲得し、そこにはこの条件において地代形態をとる差額（差等）所得が形成される」と述べている。⁽⁸³⁾

以上の点からわかるようにアンドレーエフは論及の順序やそれぞれのモーメントの位置づけにおいて、パシコフの論旨のような理論の整序さはもたないが、やはり農地の相異なる質、優等地の有限性、商品生産と価値法則の存在が差額所得の形成をとまなう点をまず指摘しており、その上コルホーズの経営対象としての土地利用と生産手段と生産物のコルホーズ的所有の二つの概念を区別しているのである。そしてこれはこの両者が有機的に結びつき、かつ後者が前者の基礎であり、原因であることを指摘し、生産手段と生産物のコルホーズ的所有に基づく土地生産部門における協同組合的企業たるコルホーズの経営対象としての土地利用のもとで、差額地代が形成される、と主張しているのである。つまり社会主義のもとでの差額地代の直接の原因となるものは「経営対象としての土地の一種独特の独占」、レーニンのいう「土地経営の独占」であって、所有権の対象としての土地が誰に属しているかということではないことを強調しているのである。したがってかれの見解は、生産手段とその生産の結果たる生産物の所有者としてのコルホーズ、つまりかれのいう「個々の独立の所有者」による土地利用——土地経営の独占が差額地代成立の直接の原因である、ということにほかならず、このことは社会主義のもとでの所有の二つの形態の存在が差額地代成立の直接の原因であるということの意味するものにほかならない。それ故このようなアンドレーエフの見解は、さきのパシコフの見解の不正確さを指摘して述べた私見、すなわち社会主義下の差額地代は、土地豊度と位置における差異と優等地

の有限性を一般的前提とし、所有の二つの形態とそれに結びついて存在するところの二つの生産・経営形態を根拠として成立する生産の商品生産的性格と価値法則の作用（特に農産物を支配する価値法則）ならびに「土地経営の独占」を直接の原因として成立する、という見解に整理帰着させることができるものと思われる。

次に『経済学教科書』第三版の見解をみよう。『経済学教科書』第三版は第一版および第二版の見解を訂正して、「コルホーズに差額地代が存在することは、第一には、コルホーズが利用している優良地の面積にはかぎりがあり、劣等地も耕やさねなければならないこと、第二には、商品経済のもとでは、労働生産性の水準がいろいろ異なるところで生産された農産物が同一価格で売られることに関連している」と述べ、「コルホーズでつくりだされ、貨幣形態で表現された追加的所得の全体は、農産物の社会的生産費（または社会的価値）とその個別的生産費（または個別的価値）との差額である。この差額がコルホーズによってどの程度実現されるかは、価格水準がどのようであるかということにかかっている」⁽⁸⁴⁾とのべている。しかし既に見たように、右の商品経済の存在、したがって農産物が同一価格で売られること——正確には農産物が最劣等地の標準的経営の個別的価値により規定されること——は、社会主義的所有の二つの形態たる生産手段の国家的・全人民的所有と協同組合的・コルホーズ的所有に基礎づけられ、それと不可分の関係をもつものであったのであり、またこの所有の二つの形態における生産手段のコルホーズ的所有を基礎、根拠として、コルホーズの「土地経営の独占」が存在したためである。そして「商品生産と価値法則」ならびに「土地経営の独占」の二契機こそ社会主義下の差額地代存在にとつて直接的な不可欠の原因であったのである。したがって第三版の見解も商品生産とそのもとの価値法則の作用、特に農産物価値決定機構を生産手段の二つの所有形態ならびに「土地経営の独占」と結びつけ、それとの関係において説明していないという点で、不十分・不正確であると思われる。

(註) 厳密にはソヴェトにおける農産物価格の決定と農産物価値の決定は区別されなければならない。ソヴェトにおける農産物価値がどのように決定されるかという問題は一つの客観的法則の問題であり、現実の農産物価格がどのように決定されるかということはソヴェト経済計画化の一環としての政策的問題である。この点アンドレーエフは「価格は価値とは異なっており、実際に、客観的に作用している経済法則に基づき、国家の経済政策の重要な手段として現われる社会主義的経済秩序の多数の要因を考慮して、社会主義国家により意識的に決定される」(《Boripoda skomivnitsa》, No. 8, 1960r., cnp. 131)と述べている。価値法則それ自体はソ連邦において客観的に作用している経済法則の一つにはかならないのである。

このほかソコロフの見解⁽⁸⁵⁾にしても、ソコロフは単に社会主義のもとでの差額地代成立の条件を商品生産の存在と価値法則の作用に求めているのではなく、土地豊度の相異なる水準、市場との位置の差異、商品生産の存在、価値法則の作用、経営対象としての土地のコルホーズとソフホーズの使用等をあげ、かつ土地の有限性についても、それに絶対的意義を与えてはならないとしているが、このことはかれが相対的にはその意義を認めていることを示しているのであって、かれの見解もこれを私見により整理すれば、差額地代は土地の有限性とその豊度および市場との位置における差異を一般的前提とし、二つの所有形態に基づく二つの経営形態を基礎として成立する生産の商品生産的性格と価値法則の作用を直接の原因として成立する、という見解の不十分な把握に基づく不十分な表現であると考えられる。

またツアゴロフの場合でも、社会主義農業における差額所得形成の直接的基礎は生産の商品生産の形態、価値法則の作用にあるとし、かつまた自然的条件の差異や土地の有限性のもつ意義の指摘を行ない、農産物の価値の規定と現実の価格決定の差についての明確な説明を与えていながら、しかし差額所得存在の理由を確認するために社会主義的所有の二つの形態の存在という事実⁽⁸⁶⁾に訴えることは決して必要でないとしている。かれにとつて所有の問題は単にこの差額所得が差額地代へ転化する場合に考察される問題にしかすぎなくなっている。しかし社会主義下の生産手段

のホルホーズ的所有と土地の全人民的所有は同じ所有の問題としてもそのもつ意義には重要な差があることはいうまでもなく、また商品生産、価値法則の存在と社会主義の二つの所有形態の分離は既に述べた理由に基づき受け入れがたい解釈である。

またクマチェンコも学術会議において、「経営対象としての土地の個々のホルホーズによる独占が社会主義における地代存在の原因である」という表題のもとに、パシコフは社会主義的所有の二つの形態の存在が社会主義における差額地代存在の直接的原因であると考えており、一見するとこの主張は信憑すべきものと思われるが、しかしさらに問題の要因を深く探究するならば、そうではないことがわかる、として、差額地代存在の直接的原因はまさに経営対象としての土地独占——「独占」という言葉はソ連邦では用いられないが——であって、社会主義において作用している差額地代法則は経営対象としての相対的優等地の独占が個々のホルホーズ企業に属するということを前提とするのである、と述べている。⁽⁸⁷⁾このようなかれの見解は、「社会主義的所有の二つの形態」と「土地経営の独占」との間の必然的關係、社会主義社会にあっては前者の結果としてのみ後者が成立する關係を理解せず、両者を切り離し、後者のみ社会主義下の差額地代成立の直接の原因を認める不十分な見解であるが、この点を補足すれば、彼の見解も基本的に正しい見解と一致するとみることができるのである。このほか、ヤゴトキン、⁽⁸⁸⁾フドコルモフ、⁽⁸⁹⁾ボルゴフ等の見解は、いずれもその論点を整理すれば、土地（優等地）の有限性、豊度と位置の差異を一般的前提・条件とし、所有の二つの形態におけるホルホーズ的所有を基礎とする商品生産、価値法則の存在および同じくホルホーズ的所有に基づくホルホーズの「土地経営の独占」を直接の原因とする見解に帰着させることができる——理論的に整理されて述べられてはいないが——のであって、もちろん上記の諸条件はそのいずれを欠いても、またそのいずれかの要因を

一面的に強調しても、社会主義下の差額地代を正しく説明することを不可能とするものである。

以上社会主義社会における差額地代存在を肯定する若干の見解の吟味検討を行なったのであるが、これらにより、ほぼ社会主義社会における差額地代存在の問題をどのように把握すべきであるかが明らかになったと考えられる。しかしこのほか、まえがきで述べたように、ソ連邦における差額地代の存在を否定する見解、ソフホーズの差額地代や鉱業における差額地代、および差額地代Ⅰ、Ⅱとその分配等々の問題^(註)を検討しなければならぬのであるが、そしてこれらの諸問題を検討したのち、はじめて社会主義社会における差額地代の問題を理解したことになるのであるが、これらの点は紙幅の都合により次の機会にゆずることとした。

(註) 本稿で取扱った問題および右の諸問題の要点把握のためには、大崎氏前出論文のほか、同じく論争の核心を紹介された宮鍋幟氏「ソ連邦における差額地代論争によせて」(『経済研究』一二卷三号、一九六一年七月、二七二―二五頁)を参照されたい。

(55) И. И. Козодоев, «Земельная рента в социалистических странах», Государственное издательство «Советская наука», Москва, 1958.

(56) Там же, стр. 16.

(57) Там же.

(58) Там же.

(59) Там же, стр. 17.

(60) Там же.

(61) Там же.

(62) Там же, стр. 20.

(63) Там же, стр. 21.

(64) Там же.

(65) Там же.

(66) Там же, стр. 22.

社会主義社会における差額地代の存在について

- (67) МГУ, «Земельная рента...», стр. 206.
- (68) Там же.
- (69) Там же, стр. 206—7.
- (70) И. И. Козодоев, «Земельная рента в социалистических странах», стр. 22.
- (71) Там же.
- (72) «Вопросы экономики», No. 8, 1960.
- (73) Там же, стр. 129.
- (74) Там же.
- (75) Там же, стр. 130.
- (76) Там же, стр. 131.
- (77) Там же, стр. 132.
- (78) Там же.
- (79) Там же.
- (80) Там же.
- (81) И. И. Козодоев, «Земельная рента в социалистических странах», стр. 18.
- (82) «Вопросы экономики», No. 8, 1960, стр. 134.
- (83) Там же.
- (84) 『経済学教科書』第三版、邦訳八九三—四頁。
- (85) См. МГУ, «Земельная рента...», стр. 45—6.
- (86) См. Там же, стр. 334—9.
- (87) См. Там же, стр. 167.
- (88) См. МГУ, «Земельная рента...», стр. 72—9.
- (89) См. «Вопросы экономики», No. 10, 1960, стр. 101—8.
- (90) См. «Вопросы экономики», No. 5, 1960, стр. 93—106.